

令和5年第4回定例会

東吾妻町議会議録

令和5年 12月5日 開会

令和5年 12月14日 閉会

東吾妻町議会

令和五年 第四回〔十二月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和5年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○議案第7号の上程、説明、議案調査	12
○議案第8号～議案第10号の一括上程、説明、議案調査	13
○議案第11号～議案第14号の一括上程、説明、議案調査	15
○議案第15号の上程、説明、議案調査	17
○議案第16号の上程、説明、議案調査	18
○議案第17号の上程、説明、議案調査	20
○議案第18号の上程、説明、議案調査	22
○議案第19号の上程、説明、議案調査	23
○議案第20号の上程、説明、議案調査	25
○議案第21号の上程、説明、議案調査	26
○議案第22号の上程、説明、議案調査	27
○議案第23号の上程、説明、議案調査	28

○議案第 2 4 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	30
○議案第 2 号の上程、説明、議案調査	38
○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	40
○議案第 4 号の上程、説明、議案調査	41
○議案第 5 号の上程、説明、議案調査	43
○議案第 6 号の上程、説明、議案調査	44
○議案第 3 0 号の上程、説明、議案調査	45
○議案第 2 5 号の上程、説明、議案調査	47
○議案第 2 6 号の上程、説明、議案調査	48
○議案第 2 7 号の上程、説明、議案調査	50
○議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号の一括上程、説明、議案調査	50
○陳情書の処理について	52
○散会の宣告	52

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	54
○出席議員	54
○欠席議員	55
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
○職務のため出席した者	55
○開議の宣告	56
○議事日程の報告	56
○議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第 8 号～議案第 1 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	57
○議案第 1 1 号～議案第 1 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	59
○議案第 1 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 1 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 1 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	62

○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決	63
○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決	64
○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決	70
○議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決	72
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	73
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	74
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	75
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	75
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	76
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	77
○議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決	77
○議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決	78
○議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決	79
○議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決	79
○議案第28号及び議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決	80
○陳情書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	81
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	83
○議員派遣の件について	84
○委員会報告について	86
○閉会中の継続審査（調査）事件について	90
○町政一般質問	90
高橋弘君	91
増子京子君	101
井上日出来君	105
○延会について	113
○延会の宣告	113

第 3 号 (12月14日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出席議員	115
○欠席議員	115
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	115
○職務のため出席した者	116
○開議の宣告	117
○議事日程の報告	117
○字句の訂正	117
○町政一般質問	117
重野能之君	118
齋藤貴史君	124
高橋徳樹君	132
○町長挨拶	142
○議長挨拶	143
○閉会の宣告	143
○署名議員	145

令和 5 年 12 月 5 日 (火曜日)

(第 1 号)

令和5年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について(令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号))
- 第 6 議案第 7 号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9 号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第15号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第16号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第17号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第18号 東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について

て

第18 議案第19号 東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例について

第19 議案第20号 東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について

て

第20 議案第21号 東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例について

て

第21 議案第22号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第22 議案第23号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第23 議案第24号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について

第24 議案第 1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）

第25 議案第 2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第26 議案第 3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第27 議案第 4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第28 議案第 5号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第29 議案第 6号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

第30 議案第30号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）

第31 議案第25号 工事請負契約の変更締結について

第32 議案第26号 あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理者の指定につ

いて

第33 議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について

第34 議案第28号 町道路線の廃止について

第35 議案第29号 町道路線の認定について

第36 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 佐藤 聡 一 君

2番 齋藤 貴 史 君

3番 増子 京 子 君

4番 渡 一 美 君

5番	井上 日 出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳 樹 君	8番	里見 武 男 君
9番	小林 光 一 君	10番	重野 能 之 君
11番	竹 淵 博 行 君	12番	樹 下 啓 示 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	関 和 夫 君
企 画 課 長	水 出 悟 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保 健 福 祉 課 長	小 池 さ つ き 君	町 民 課 長	寺 嶋 正 春 君
税 務 課 長	堀 込 恒 弘 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学 校 教 育 課 長	谷 直 樹 君

職務のため出席した者

議会事務局長	西 山 孝 弘	議会事務局 補 佐	西 卷 雅 子
議会事務局 主 任	田 中 康 夫		

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第4回定例会が招集されたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

本定例会には、条例関係、令和5年度補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって、ご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染防止のため、傍聴者の皆様にも手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和5年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年もいよいよ師走を迎え、気ぜわしい年の瀬となりました。本日ここに令和5年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、来年度予算につきましては、12月1日に予算編成会議を開催をし、年内には各課からの予算要求書が提出される予定でございます。引き続き厳しい財政状況ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査して財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

本定例会では、専決処分の承認について1件、東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例についてなど条例関係18件、令和5年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係7件、工事請負契約の変更締結についてなどその他5件、合計31件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただき、全てを原案とおりの議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和5年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、3番、増子京子議員、4番、渡一美議員、5番、井上日出来議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は10日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、明日12月6日の正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された「東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧」を添付してあります。

なお、11月29日に開催されました全国町村議会議長会主催の「第67回町村議会議長全国大会」並びに全国豪雪地帯町村議会議長会主催の「第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会」の関係資料につきましては、議会運営委員会終了後の開催ですが、例年12月議会に配付しておりますので、併せて添付してありますので、参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

12月8日開催、上信自動車道関連工事の現地視察については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

お配りしました定例会の会期日程の12月8日の上信視察の括弧を外し、正式な議員派遣といたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

去る11月2日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の「町村議会議員研修会」について、8番、里見武男議員より報告をお願いします。

8番、里見議員。

（8番 里見武男君 登壇）

○8番（里見武男君） 去る11月2日に、吉岡町文化センターにおいて議員研修会が行われましたので、報告いたします。

議員12名全員と事務局職員2名が参加いたしました。当日は、2人の先生方の講演があり、最初に上智大学法学部教授の三浦まり先生による「地方議会における議会の目指すべき多様性とは」という題目で、議会ハラスメントの現状と対策をテーマに講演を受講いたしました。

三浦まり先生は、若手女性対象の政治リーダー養成を手がける一般社団法人パリテ・アカデミー共同代表で、著書には「さらば、男性政治」、「日本の女性議員：どうすれば増える

のか」等の著書があり、内閣府の令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材等作成に関する検討会構成員でもあります。

研修内容は、世界フォーラムが2023年の各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数が、日本は125位で最低レベルであります。また、群馬県内の議会では、9議会が女性ゼロとなり、政治分野への女性の参画は徐々に進められているが、諸外国と比べると大きく遅れています。

そのような中で、平成30年に、政治分野における候補者男女均等法が公布・施行されました。衆参議員及び地方議会の選挙において、候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

次に、ハラスメントの実態や言動の極端例や内閣府のハラスメントビデオを鑑賞し、冗談やからかいは巧妙ないじめで、その場にいる人も共犯であるということです。日本はハラスメント行為が禁止されていない、これはOECD32か国で日本だけあります。ハラスメント防止は事業主の雇用管理上の措置義務にとどまっている。その他、ハラスメント防止対策等お話がありました。

次に、三浦元先生による講演がありました。講演のテーマは「地域の活性化とテレビ」で、NHKに記者として入社し、会長秘書等を歴任、現在は文化庁アドバイザーや豊島区アート・カルチャー特命大使等で活躍をしております。地域の活性化は、どのようにしたら活性するかは、首長が体を張り、みんなでつくり上げていけば、活性化につながるというお話がありました。

関東大震災から100年が経過し、10万人が亡くなった。当時はラジオ放送しか普及しておらず、新聞のみの報道であった。1953年にNHKが開局した。日刊新聞が発行されて152年、電話が133年、ラジオが98年、テレビが70年、コンピューターが67年と普及した。当時の大河ドラマや朝ドラでは、人気俳優が死ぬようなストーリーについては、殺さないでくれとか最終回にしてくれというファンレターが机に山ほど積まれたというお話がありました。

経済波及効果に貢献したのものとして、熊本県のご当地キャラクターくまモンが、最初の2年間で1,244億円の経済効果があったとの話でした。

最後に、0.1ミリの紙を25回折ると厚さはどのぐらいになるかで講演が終了しました。厚さがどのぐらいになるかは忘れましたが、皆さんで計算してみてください。

以上、研修の報告を終わります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で里見武男議員の報告を終わります。

去る11月22日に開催されました第5回東吾妻中学生議会について、11月26日に開催されました議会報告会の2件について、12番、樹下啓示議員より報告願います。

12番、樹下啓示議員。

(12番 樹下啓示君 登壇)

○12番(樹下啓示君) それでは、中学生議会及び議会報告会について報告をさせていただきます。

中学生議会につきましては、今までと様式を変えまして、我々議員全員が、東吾妻中学校を会場として設けました議会報告会、そして中学生議会に臨んだわけであります。

中学生議会につきましては、卒業の研究ということで、20年後の私と町の理想の姿の中間報告を生徒のほうからしていただきまして、それぞれの議員がアドバイスをして、そういった形式で中学生議会を行いました。全部で12グループに分かれての実施になったわけであり

ます。内容的には、すごく素晴らしい意見をいただいたり、提言もいただきました。これにつきましては、議会広報特別委員会を中心に検討していただきまして、執行部のほうへつなぐものに対しては、おつなぎをしたいと思いますので、その節は執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

なお、山野教育長はじめ教育委員さんにも出席をいただきまして、山野教育長、ありがとうございました。お世話になりました。

今までと様式を変えた中学生議会だったんですけれども、なかなか、それぞれの子供たちの意見も活発に行われ、まずまず成功だったかなと思っております。また、来年度につきましては、皆さんで検討し、実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、議会報告会についても報告をさせていただきたいと思っております。

議会報告会につきましては、11月26日に役場庁舎の301会議室をメイン会場として、午前の部、午後の部と2回に分けて実施したわけですが、参加者につきましては、午前の部が22名だったですかね、午後の部が18名、合計で40名の参加をいただき、これもまずまず成功だったかなと思っております。

これにつきましては、昨年度の議会報告会で、5会場を回らなくても1か所でやったらどうかというような、何人かの町民の皆さんの意見をお伺いしたものですから、こういった方法で実施したわけで、なお、お昼休み、いわびつ汁を振る舞ったカフェタイムということで、

町民の皆さんと議員と懇談をしたわけですけれども、いわびつ汁についても、結構皆さんが、お盛替えをして食べていただいたというような方もいらっしゃいました。これもまずまず成功だったのかなと思っております。

これにつきましても、町民の皆さんからいろんな提言をいただいております。これについても、議会広報特別委員会を中心に検討していただきまして、執行部のほうに報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、雑駁ですけれども、中学生議会、議会報告会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 以上で樹下啓示議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国が打ち出した総合経済対策の方針を基に、物価高騰の影響を受ける低所得世帯の方々を支援するための方策として、給付金の支給を検討・調整し、その支給費用の確保について速やかな対応を要するため、専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出をそれぞれ1億989万8,000円増額し、予算の総額を87億2,149万3,000円としております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

今回の専決処分は、低所得世帯支援給付金の支給につきまして、速やかに予算措置をし、迅速な給付開始につながるよう早期の準備作業の実施を始めるために、議会を招集する時間的余裕がないと判断したものでございます。

予算書の1ページをご覧ください。

予算総額のほか、款、項の区分ごとの補正金額を定めております。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、15款2項1目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金物価高騰対応重点支援分でございますけれども、1億989万8,000円を見込みました。

続きまして、歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費に、低所得世帯支援給付金給付事業として、1億989万8,000円を計上いたしました。低所得者世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を支給し、対象を1,550人と想定したものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第7号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和6年度から簡易水道事業が地方公営企業法の適用を受けることに伴い、町長の事務部局と公営企業管理者の事務部局の定数変更を行うとともに、第3次東吾妻町職員定員適正化計画との整合性を図るための改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条、職員定数でございますが、第2号、町長の事務部局の職員130人を128人に、第3号、公営企業管理者の事務部局の職員6人を7人にそれぞれ変更し、職員総数を204人から203人に改正するものでございます。

施行日は、令和6年4月1日となります。

こちらは、令和6年度より簡易水道事業が地方公営企業法の適用を受けることに伴い、公営企業管理者の事務部局の職員数が増加するための改正でございます。

また、職員総数につきましては、現在の第3次東吾妻町職員定員適正化計画との整合を図っております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号～議案第10号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けて、議員及び特別職の期末手当、職員の給与と期末・勤勉手当を改定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 今回の改正は、人事院勧告を受けての条例改正として、一括提案をさせていただいております。

人事院勧告の概要といたしましては、職員の月例給を初任給及び若年層を重点に平均で1.1%、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05か月分、合計で0.1か月分引き上げるという内容でございます。

それでは、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係は、今年12月の期末手当を0.1月増額するための改正でございます。枠

内の第6条第2項の期末手当について、100分の210を100分の220に改めます。

第2条関係では、来年度以降の期末手当について、増額分を0.05月分ずつ、6月と12月で均等に支給するもので、同じく枠内の第6条第2項の期末手当を100分の220から100分の215に改める改正でございます。

続きまして、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、先ほどの議案第8号と同様に、まず第1条関係は、今年12月の期末手当を0.1月分増額し、第2条関係では、来年度以降の期末手当について、その増額分を6月と12月で均等に支給するための改正でございます。

続きまして、議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。議案書中ほどにあります(1)ページをご覧ください。

初めに、第1条関係は、今年度の改定内容となります。枠内の第9条の2につきましては、診療所の医師に対する初任給調整手当の引上げで、月額41万4,800円を41万5,600円に引き上げます。

第19条につきましては、期末手当の引上げとなります。第2項で、一般職の職員につきましては100分の120を100分の125に、特定幹部職員は100分の100を100分の105に、第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ100分の67.5を100分の70に、100分の57.5を100分の60に改めるものでございます。

第20条は、勤勉手当の引上げとなります。第2項第1号で、一般職の職員につきましては100分の100を100分の105に、特定幹部職員は100分の120を100分の125に、次のページの定年前再任用短時間勤務職員につきましては、それぞれ100分の47.5を100分の50に、100分の57.5を100分の60に改めるものでございます。

次に、別表第1、行政職給料表につきましては、初任給及び若年層を重点に、月例給平均1.1%引き上げるという内容のものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

こちら、第2条関係につきましては、期末手当と勤勉手当の増額分、年間で0.1月分を来年度以降、6月と12月の支給額をそれぞれ均等に支給するための改正でございます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第11号～議案第14号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、地方自治法の改正に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正でございます。また、東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴い、報酬及び期末手当を改定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 議案第11号から議案第14号までは、今年5月に公布されました地方自治法の改正に基づき、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するた

めの条例改正でございます。

初めに、議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係につきましては、人事院勧告に伴う改定となります。枠内の第3条につきましては、第1号会計年度任用職員の報酬単価の上限額の改正、それから第8条は、期末手当を年間0.05月引き上げる改正でございます。

2ページの第2条関係につきましては、地方自治法の改正により、令和6年度より会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すると規定されましたので、まず条例の題名に勤勉手当を加え、第1条、第3条及び第3条の2に勤勉手当の語句を追加いたします。

次の3ページ、第8条では、来年度以降の期末手当について、6月分を100分の120から100分の122.5に、12月分を100分の125から100分の122.5に改めるものでございます。

さらに次のページ、第8条の2を新設いたしまして、令和6年度から勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

5ページの第15条につきましては、勤勉手当の語句を追加するものでございます。

続きまして、議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの議案第11号と同様に、第2号会計年度任用職員についても、令和6年度から勤勉手当を支給できるようにするため、現行の第17条と第18条の規定を統合し、新たに第18条として勤勉手当の規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業期間中については、会計年度任用職員は勤勉手当の支給対象から除外されていたため、支給対象となるよう第7条を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの議案第11号の条例を引用しておりますので、条例の名称変更に伴う改正となります。

以上、説明となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本4件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第15号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、スマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から認証証明書を取得できるよう改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

それでは、東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニ交付サービスを利用できる手段としまして、これまでのマイナンバーカードのほかに電子証明書を記録したスマートフォンも対応可能となるよう、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を新たに追加し、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするための改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正前のほうになりますが、利用者証明用電子証明書につきましては、今回の法改正により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書と整理されたことによる用語の改正でございます。

次に、改正後の中ほどをご覧ください。

これは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したスマートフォンを利用する場合を追加する内容でございます。

附則にございますとおり、本条例につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第16号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年第1回臨時会において、地方税法等の一部を改正する法律の施行に合わせて、専決処分した税条例の一部改正についてご承認をいただきましたが、今回の改正は、専決処分した以外の関係規定を法改正に合わせて改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしく申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、本年第1回臨時会で専決処分のご承認を賜りました税条例の一部改正関係規定以外の規定を法改正に合わせて改正するものでございます。

改正内容についてご説明をさせていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

第34条の9第2項の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、この後のご説明の中では、この法律を法と省略させていただきます、説明を続けさせていただきますが、その法律の施行に伴う改正でございます。

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足額がある場合の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。

第36条の3の2では、個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する地方税法第317条の3の2第2項の新設に伴い、第2項を新設するものでございます。給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとするものでございます。

第3項から次ページの第6項までは、第2項新設に伴う項ずれ等を改めるものでございます。

第38条では、字句の整理とともに、法改正に伴い、第3項として森林環境税の賦課徴収の方法を新たに規定し、第41条では、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございます。

次に、第44条第1項では、法改正に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定し、第2項から次ページの第6項までは、字句の整理を行うものでございます。

第47条では、字句の整理とともに、第2項において、法改正に伴い、給与所得に係る特別徴収額の変更があった場合の過誤納金の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。

次の第47条の2では、字句の整理とともに、法改正に伴い、第1項において、特別徴収の方法により徴収する公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定しております。

次ページの第47条の6では、字句の整理とともに、第2項において、法改正に伴い、公的年金等所得に係る特別徴収額の変更があった場合の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。

第81条の2の改正につきましては、今回の法改正と直接関係ございませんけれども、法制執務上の錯語を改めたものでございます。

附則についてご説明させていただきます。

第15条の2の2第4項の改正は、地方税法附則第29条の9第5項の改正によるもの、第16条の2第3項の改正は、地方税法附則第30条の2第1項及び第3項の改正によるものでございます。それぞれ、排ガス試験等において不正を行った自動車メーカー等に対し、その不正により生じた軽自動車税の環境性能割・種別割に係る不足納付額を負わせる特例規定につきまして、その納付額に加算する割合を引き上げるものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1条の施行の期日でございますけれども、この条例につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。ただし、第36条の3の2の改正規定及びこの附則の第2条2項の規定につきましては、令和7年1月1日から施行するものでございます。

以下、第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第17号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴い、出産予定の被保険者等の国民健康保険税の免除措置を規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） ご説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴いまして、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定の被保険者がいらっしゃる場合、当該納税義務者に課する所得割額及び被保険者均等割額について、単体妊娠の場合は産前産後期間4月分、双子以上の多胎妊娠の場合は産前産後期間6月分の保険税を減額することを新たに規定するものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第23条第3項の追加規定では、ただいまご説明申し上げました内容について、第1号から第6号の区分ごとに減額する額を規定いたしております。

第1号、第2号は、基礎課税額の所得割額と被保険者均等割額、第3号、第4号は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額と被保険者均等割額、第5号、第6号は、介護納付金課税額の所得割額と被保険者均等割額の区分となっております。

次に、第24条の3は、出産予定被保険者に係ります届出に関する規定をしております。

次ページになりますが、第24条の4及び第24条の5につきましては、第24条の3を新たに規定したことに伴います条ずれを改めたものでございます。

附則についてご説明させていただきます。

附則第16項の改正は、本則中の条ずれを反映した改正でございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1項の施行期日でございますが、この条例につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の規定の適用区分を定めております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第18号 東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、簡易水道事業の公営企業会計移行に伴い、東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部改正を行うものでございます。主な内容は、公営企業法の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願いたします。

東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

簡易水道事業の地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部改正を行うものでございます。主な内容は、公営企業法の規定に基づき、今ある水道事業の設置等に関する条例に簡易水道事業を追加して、全部改正とするものでございます。

第1条の趣旨ですが、地方公営企業法の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業の設置に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条は、水道事業及び簡易水道事業の設置ですが、生活用水その他の上水を町民に供給するために、水道事業及び簡易水道事業を設置するものとなります。

第3条は、簡易水道事業に対する法の適用ですが、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を適用するも

のでございます。

第4条の経営の基本ですが、第1項に水道事業、第2項に簡易水道事業の給水区域、給水人口、1日最大給水量を明記をしてございます。

第5条から第9条までは、水道事業の設置に関する条例の水道事業とあるものを水道事業及び簡易水道事業と改めております。

附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、令和6年4月1日からの施行といたします。

第2項では、この条例を全部改正することにより、東吾妻町簡易水道設置条例及び東吾妻町簡易水道特別会計条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第19号 東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、下水道事業の公営企業法会計移行に伴い、東吾妻町下水道事業の設置に関しての条例を新たに制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願いいたします。

東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例についてご説明をいたします。

この条例改正は、下水道事業に公営企業会計の規定の一部を適用することに伴い、東吾妻町下水道事業の設置に関しての条例を新たに制定するものでございます。

第1条として、下水道事業の設置でございますが、下水道事業、括弧として公共下水道事業、都市下水路事業、浄化槽市町村整備推進事業、農業集落排水事業を設置するものでございます。

第2条、法の財務規定等の適用でございますが、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものでございます。

第3条、経営の基本ですが、第2項に公共下水道事業の経営の規模、第3項に都市下水路事業の施設の名称及び位置、第4項に浄化槽市町村整備推進事業の排水区域、第5項に農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域をそれぞれ定めております。

それと、附則になりますけれども、施行期日は、令和6年4月1日からの施行といたします。

第2項でございますが、東吾妻町下水道事業特別会計条例の廃止でございますが、この条例の制定により、東吾妻町下水道事業特別会計条例は廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

(午前11時00分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第20号 東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例を東吾妻町農業集落排水処理施設管理条例と改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしく願います。

東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この一部改正につきましては、先ほど町長の提案理由にありましたとおり、下水道事業に地方公営企業法の適用の一部を適用することに伴い、東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例を東吾妻町農業集落排水処理施設管理条例と改めるものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをご覧くださいまして、表題中の東吾妻町農業集落排水設置条例を東吾妻町農業集落排水管理条例に改めます。

第1条中、設置を管理に改めます。

第2条につきましては、農業集落排水事業を下水道事業の設置等に関する条例に追加したことに伴いまして、削除いたします。

第3条以降につきましては、農業集落排水施設や排水処理施設というふうな表記が統一していない字句を農業集落排水処理施設と改めるものでございます。それから、第2条の削除により、別表を削除いたします。

改め文に戻っていただいて、附則でございますが、施行につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第21号 東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、条例廃止をお願いするものは、町村合併による経過措置として存続していたもので、実情と合致していないため、廃止をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願いいたします。

東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、旧東村の条例で、町村合併後、経過措置として存続していたものでございますが、新たに区域を拡張するような場合の事業費に対し、分担金の額を定める条例でございますが、今後も拡張計画等ございませんので、廃止をするものでございます。

施行日は、公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第22号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、上水道料金の改定に伴う一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願いたします。

東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の提案につきましては、上下水道料金の改定に伴う一部改正でございます。

令和4年度、令和5年度と改定の予定をしまいましたが、新型コロナウイルスの感染の蔓延ですとか物価等の高騰により、先送りしてきた経緯がございます。この間、議員全員協議会などでご説明をさせていただいたものになりますが、よろしくお願いいたします。

新旧対照表をご覧ください。

種別の専用栓の一般用、官公署学校病院営業、共用栓、工業用栓の工業用、特別栓の臨時用、娯楽用、私設栓の演習用の基本料金は、1月につき現行の20%の増額、超過料金につきましても、1立米につき現行料金の20%の増額と改めるものでございます。

それから、次のページ、(2)ページにいていただきまして、第31条、料金の徴収方法ですが、料金は納入通知書、口座振替または地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでないいたします。

この指定納付受託者とは、納付者からの委託を受け、地方公共団体に歳入等を納付するものをいいます。例えば、電子マネーであったりスマホアプリ等のキャッシュレス決済により歳入等を納入する場合における決済事業者が該当いたします。

附則でございますが、第1項、施行期日は、令和6年4月1日からの施行といたします。

第2項の料金の適用ですが、令和6年5月25日以後に計量する使用水量に係る料金から適用いたします。

第3項でございますが、経過措置でございますが、改正後の水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給をしている水道の使用で、施行日から令和6年5月24日までの間に料金の支払いを受けている権利の確定されたものに係る料金は、なお従前の例によるものといたします。

簡単ですが、以上にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第23号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、簡易水道料金の改定に伴う一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしく願いいたします。

東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の提案につきましては、簡易水道料金の改定に伴う一部改正でございます。今後の水道事業との料金統一、経営統合等を踏まえた第1段階の料金改定というふうな形になるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

新旧対照表をご覧ください。

種別の専用栓の一般用、使用水量の基本料金、10立米までを5立米までに改めます。その他の用途は、上水道の例によるに改めます。上水道の例というのは、先ほど申し上げました共用栓、工業用栓等々、現行の20%の増額と合わせるというものでございます。

それから、第31条の料金の徴収方法でございますけれども、先ほどの上水道と同じものでございます。

附則についてですけれども、施行期日につきましては、令和6年4月1日からの施行とさせていただきます。それから、料金の適用ですけれども、こちらにつきましては、令和6年6月25日以後に計量する使用水量に係る料金から適用とさせていただきます。

経過措置でございますけれども、改正後の簡易水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和6年6月24日までの間に料金の支払いを受けている権利の確定されたものに係る料金は、なお従前の例によるものといたします。

簡単ですけれども、以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第24号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、条文中の表記を訂正するため、一部改正するものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） お世話になります。

詳細についてご説明させていただきます。本議案につきましては、語句の訂正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第7条、貸付条件において、返済を返還に訂正するものです。育英資金貸付基金から入学準備金や奨学金の貸付けを行っておりますが、町財産の貸付という性質から、返還という表記に統一するものでございます。

また、改め文の附則のとおり、この条例は、公布の日からの施行を予定してございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、歳入歳出をそれぞれ6,471万7,000円増額し、予算の総額を87億8,621万円とするものでございます。

地域活性化事業関連補助金の追加、社会保障・税番号制度システム整備費を新規計上、原

町小学校体育館改修工事などの学校管理費の追加、職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の人件費補正などが主なものでございます。

そのほか、繰越明許費の設定、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額を定めるほか、款、項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

第2条は、繰越明許費を追加補正することを定めるものでございます。

第3条は、地方債を変更補正することを定めるものでございます。

飛びまして、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正ですが、1件の事業について、繰越明許費を設定するものでございます。

第3表の地方債補正でございますが、5事業の地方債の限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11款1項1目地方交付税は、普通地方交付税を2,794万3,000円増額するものでございます。

15款2項5目土木費国庫補助金は、道路改築事業補助金と道路メンテナンス事業補助金を合わせて642万1,000円追加するものでございます。

16款1項1目民生費県負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金を402万円減額するものでございます。

2項1目総務費県補助金は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修業務の実施に必要な財源といたしまして、社会保障・税番号制度県費補助金825万円を新規計上するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、9ページの備考欄に移りますけれども、環境保全型農業直接支払交付金と林道改良事業補助金を合わせて32万2,000円追加するものでございます。

19款1項6目庁舎建設基金繰入金は、1,300万円を減額するものでございます。

21款4項6目雑入は、後期高齢者医療広域連合療養給付費返還金などの合計で1,260万1,000円を追加するものでございます。

22款1項町債は、1目総務債、3目農林水産業債、10ページに移りますけれども、4目土木債、5目教育債の合計で2,620万円追加するものでございます。

以上が歳入となります。

歳出につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、11ページをお願いいたします。

今回の人件費に係る補正につきましては、人事院勧告及び異動等に伴う給与改定所要額が主なものでございます。

1款1項1目議会費につきましては、合計で59万2,000円の人件費の追加となります。

2款1項1目一般管理費につきましては、職員人件費を合計で12万1,000円の減額となります。人勧に伴う給与改定のほかに、会計年度任用職員給料を202万4,000円減額、また、時間外勤務手当を50万2,000円追加するお願いでございます。

次のページをお願いします。

5目財産管理費につきましては、その他財産管理事業として、火災保険料5万3,000円の追加と工事請負費1,219万9,000円の減額となります。こちらは、この後の議案第25号で提案させていただきます旧坂上小学校体育館・調理場・公仕室解体工事の契約変更に伴っての減額でございます。よろしく願いします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 9目企画費は、時間外勤務手当の吾妻広域町村圏振興整備組合の負担金の追加分で5万1,000円でございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 12目簡易郵便局費につきましては、会計年度任用職員の給与改定所要額でございます。13目交通対策費につきましては、交通指導車の修繕料8万円の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

17目地域活性化対策事業840万4,000円の追加でございます。4節共済費4,000円は、差額計算に基づく会計年度任用職員の共済費の追加でございます。

次のページに移りまして、18節定住促進事業住宅取得奨励補助金700万円の追加でございます。11月末現在で9件の交付申請があり、現状の残予算が75万円余りとなっております。今後、12月から3月までの間の新たな申請を加味した場合に、予算の不足が見込まれるため、今後の申請見込み分として7件分700万円の追加をお願いするものでございます。

次に、若者起業支援補助金100万円の追加でございます。当初予算において、新規申請分として2件200万円の措置をしていましたが、今年度既に2件の新規申請があり、予算枠の上限に達している状況でございます。加えて、現在新たに1件の新規の案件があり、今年度中の申請が見込まれることから、補助金の不足分として100万円の追加をお願いするものでございます。

次に、地域美化事業補助金40万円の追加でございます。当初予算におきましては、60団体分を見込んでおりましたが、今年度、申請件数が増えており、既に74団体からの申請を受けている状況でございます。このため、不足する予算を補い、今後の新たな申請も見込んだ上で、20団体分40万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、20目諸費、防犯事業につきましては、保守点検委託料30万円の追加でございます。こちらは、防犯カメラのリース期間満了に伴っての追加となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 2項1目税務総務費126万4,000円の追加は、2節給料から4節共済費まで、人件費補正をお願いするものでございます。

次に、2目賦課徴収費では、12節委託料に33万円の追加のお願いでございます。電子申告手続が拡充されたことに伴いまして、新たに町たばこ税及び入湯税のe L T A Xを通じた申告等に対応するためのシステム改修に要する経費でございます。

全国統一の電子申告手続拡充開始日が10月16日であったことから、システム改修等に要する委託料33万円は、予算を流用して対応させていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 14ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、給与改定による人件費やシステム改修に伴う業務時間外の立会いに要する時間外勤務手当など、職員人件費31万8,000円を追加するお願いのほか、以下3件のシステム改修につきましては、デジタル手続法の公布により、国外転出者がマイナンバーカードを利用して本人確認情報の公証や公的個人認証が可能となるよう、マイナンバーカードへ氏名のローマ字表記ができるようにするため、関連する各種システムの改修が必要となりました。このため、それぞれ戸籍附票システム341万円、住基システム440万円、コンビニ交付システム88万円のシステム改修業務委託料の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 2款7項2目道の駅管理事業委託料に66万円の追加でございます。インボイス制度の導入に伴い、適格請求書の発行に対応するため、既存のPOSレジシステムをインボイス対応にシステム改修するための委託料の追加でございます。

直売所で販売する農産物等を飲食店などで食材利用するケースも想定されることから、仕入れ額控除への対応も考慮し、システム改修費用として66万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 15ページをお願いいたします。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、給与改定及び12月1日付の人事異動等に伴う人件費769万8,000円の追加のお願いでございます。

2目障害福祉費は、精神障害者地域活動支援センター活動負担金につきまして、利用者実績によって発生した76万円の追加のお願いでございます。

4目老人福祉費、老人福祉事業、介護保険特別会計繰出金は、令和6年4月の介護報酬改定に伴うシステム改修に要する費用ほか62万5,000円の追加でございます。詳しくは介護特会のほうでもご説明いたします。

地域包括支援センター事業費につきましては、給与改定に伴う人件費の増、5万4,000円の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 6目国民健康保険費でございますが、給与改定などによる人件費を31万3,000円追加するお願いでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

8目後期高齢者医療費でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金として23万9,000円を増額のほか、保険基盤安定繰出金536万1,000円を減額し、合わせて512万2,000円を減額するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷直樹君） 3款2項1目児童措置費です。子育てひろばに16万円の追加のお願いです。会計年度任用職員2名分の人件費補正となります。

続きまして、2目保育所費です。保育所運営事業に440万円の追加のお願いでございます。こちら、職員及び会計年度任用職員の人件費補正となります。

続きまして、3目学童保育費です。学童保育事業に190万3,000円の追加のお願いでございます。こちら、会計年度任用職員の人件費補正となります。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の保健総務費は、給与改定及び再任用職員の人件費振替等による390万8,000円の減額のお願いでございます。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の増減と接種会場の設営等委託料の減額分28万6,000円とが相殺となりまして、補正額としては発生いたしません。

3目母子保健費、妊婦支援事業23万4,000円は、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金還付金の追加でございます。母子医療給付事業12万4,000円は、令和4年度養育医療国庫及び県費負担金の還付金追加のお願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋篤君） よろしく申し上げます。

4款3項1目の簡易水道費でございます。27節繰出金、簡易水道特別会計への繰出金1,069万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうでご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

6款1項1目の農業委員会費26万8,000円の追加のお願いでございます。これにつしまし

ては、給与改定による追加でございます。

6款1項2目の農業総務費155万1,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、給与改定による追加でございます。

次ページをお願いします。

3目農業振興費、説明欄をご覧ください。

農業機械導入補助金100万円の追加と環境保全型農業直接支払交付金27万6,000円の追加でございます。要望の増による追加でございます。

6目農地費では、町単小規模土地改良事業300万円の追加のお願いでございます。重機等借上料200万円、工事材料費100万円の追加でございます。区長の水道組合への要望の増による追加でございます。

次に、2項林業費1目の林業振興費では、5万9,000円の追加でございます。林業振興費、時間外勤務手当2万9,000円、有害鳥獣捕獲事業、時間外勤務手当3万円の追加でございます。

2目林業基盤整備費53万円の追加でございます。県単林道改良事業23万円の追加と町単林道整備事業30万円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、7款1項1目商工総務費、2節給料から4節共済費まで、合計で48万4,000円の追加でございます。人件費差額計算に基づく商工観光係職員4名に係る人件費の追加でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。

8款1項1目道路橋りょう総務費36万1,000円の減額をお願いでございます。会計年度任用職員報酬の減額、そして、給与改定に伴う一般職員人件費の増額でございます。

1項2目道路維持費は、財源更正のお願いでございます。

1項3目道路改良費400万円の増額をお願いでございます。上信自動車道関連事業、町道1051号線の設計変更に伴う増額でございます。

1項4目橋りょう維持費は、財源更正のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 8款2項都市計画費、2目の下水道費でございます。27節繰出金ですが、下水道事業特別会計への繰出金439万円の減額をお願いになります。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のほうで説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、9款1項1目消防費につきましては、合計で955万8,000円の追加でございます。

次のページをご覧ください。

一部事務組合負担金415万8,000円の追加は、吾妻広域消防本部における人事院勧告に伴う職員人件費の追加費用となります。また、消火栓維持管理敷設替負担金440万円の追加と消防団員自動車運転免許取得費補助金100万円の追加でございます。こちらは、消防団員が消防自動車を運転するため、5トン限定準中型免許などを取得するための補助金の追加となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。事務局費に115万円の追加のお願いでございます。

説明欄のほうをお願いいたします。

事務局費におきまして、112万6,000円の追加は、職員や会計年度任用職員の人件費補正となっております。次の外国語教育コーディネーター事業2万4,000円につきましても、会計年度任用職員の人件費補正となっております。

続きまして、5目給食センター運営管理費です。143万1,000円の追加のお願いでございます。こちらは、時間外勤務手当の34万2,000円の追加を含む人件費補正となっております。

続きまして、2項小学校費、1目小学校学校管理費でございます。学校管理費事務局分に1,468万8,000円の追加のお願いでございます。人件費補正のほかに、10節では電気料を100万円、庁舎等修繕料で43万円、12節では原町小学校体育館床改修工事監理業務委託料117万7,000円、14節では、原町小学校体育館床改修工事費の不足分といたしまして907万円、17節では、原町小学校机、椅子の購入の追加分としまして175万5,000円の追加のお願いでございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目中学校学校管理費でございます。学校管理費事務局分に8万4,000円の追加のお願いでございます。こちら職員の人件費補正となっております。

続きまして、4項こども園費、1目こども園管理費でございます。こども園管理費事務局分に702万円の追加のお願いでございます。人件費補正のほか、10節では、庁舎等修繕料としまして10万円の追加のお願いでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費661万7,000円の減額は、人事院勧告と人事異動による人件費が主なものでございます。

26ページをご覧ください。

2目公民館費5万円増額のお願いは、東公民館の時間外手当でございます。

6項保健体育費、3目施設管理費、社会体育施設管理事業工事請負費400万円の追加のお願いは、スリー・オン・スリー・バスケットボールコート整備に係る工事請負費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議案第2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ938万1,000円増額し、予算の総額を16億9,225万2,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ97万2,000円増額し、予算

の総額を7,016万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

5ページをお願いします。

事業勘定の歳入でございますが、7款繰入金は、国民健康保険基金を1,924万9,000円取り崩し、国民健康保険事業費給付金の財源とするものでございます。

8款繰越金は、前年度繰越金の確定により、986万8,000円減額するものでございます。

6ページをお願いします。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、令和6年1月より、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、産前産後の期間において国民健康保険税が免除される制度が開始されることに伴う国民健康保険システム改修費委託料132万円追加のお願いでございます。

2款保険給付費は、出産育児一時金につきまして、今後の給付が見込まれることから、40万円の追加をお願いするものでございます。

3款国民健康保険事業費給付金は、1項1目一般被保険者医療給付費分を19万8,000円の増額、続きまして、7ページ、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分を605万3,000円増額、3項1目介護給付金分を170万8,000円増額し、合計で795万9,000円増額するものでございます。

4款保健事業費は、特定健診に係る事業の確定に伴い、5万8,000円減額するものでございます。

8ページをお願いします。

疾病予防費は、人間ドック委託料の確定に伴い、24万円を減額するものでございます。

次に、施設勘定の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入でございますが、4款繰入金は、繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金747万9,000円を減額するものでございます。

5款繰越金は、前年度繰越金の確定により、845万1,000円増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費は、給与改定などにより、職員人件費61万2,000円を追加するものでございます。

2款医業費につきましては、医療用機材消耗品の在庫を補うため、36万円の追加をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、議案第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、歳入歳出をそれぞれ506万1,000円減額し、予算の総額を2億3,145万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

今回の補正予算につきましては、令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合の会計における保険基盤安定負担金の精算や過年度分の保険料の精算などに必要な補正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目事務費繰入金は、一般会計からの繰入金23万9,000円を増額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金のうち、保険基盤安定負担金の精算による536万1,000円の減額です。

3款1項1目雑入は、令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合の会計における共通経費返還金の精算による31万円の減額でございます。

2項1目保険料還付金は、過年度分の保険料の精算による30万円の増額です。

4款1項1目前年度繰越金は、令和4年度の決算確定による7万1,000円の増額でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款2項1目徴収費は、過年度分の保険料還付金見通しにより、30万円の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、低所得者などへの保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定負担金の確定によりまして、536万1,000円を減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、議案第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年4月に予定されています介護保険制度改正及び報酬改定等に伴う

システム改修費用のほか、計123万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ19億9,798万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修事業費用121万円の半額に充当される60万5,000円の補助金の追加でございます。

7款繰入金、1項5目事務費繰入金は、システム改修事業費用の半額ほか62万5,000円を一般会計から繰入れを行う追加でございます。

歳出につきましては、1款総務費、1項1目一般管理費、その他委託料は、令和6年4月の介護保険制度改正に対応した介護保険システム改修業務委託料121万円の追加でございます。

4款地域支援事業費、3項2目任意事業、家族介護支援事業は、日頃からボランティアで協力をいただいている認知症サポーターの皆様への記念品代2万円の追加のお願いでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、議案第5号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、歳入歳出それぞれ1,939万円を減額して、総額を5億1,896万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしく願いをいたします。

下水道事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書の5ページをお願いいたします。

初めに、事項別明細書になりますけれども、歳入でございます。

2款使用料、1項2目浄化槽使用料、設置時使用料250万円の減額のお願いです。

3款国庫支出金、1項2目生活排水費国庫補助金、浄化槽整備事業国庫補助金750万円の減額のお願いです。

それから、4款県支出金、1項1目県補助金、浄化槽市町村整備費県補助金300万円の減額でございます。これは、くみ取り槽や単独浄化槽から合併浄化槽に転換した際の廃止設備工事費の補助金に充てるものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金439万円の減額のお願いでございます。

8款町債です。下水道事業債、それから6ページ、過疎債を合わせまして、200万円の減額のお願いでございます。これら減額の理由でございますけれども、浄化槽設置基数が減ったことが大きな要因でございます。年度当初、45基を見込んでおりましたけれども、現在、30基の設置の状況でございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費ですが、給与改定に伴う人件費20万円の追加のお願いでございます。

2款建設費、1項1目の建設事業費ですが、14節工事請負費です。

説明欄をお願いいたします。

公共下水道事業費200万円の減額になります。浄化槽整備事業費工事請負費1,500万円の減額です。それから、農業集落排水（箱島・岡崎地区）につきましては、工事請負費100万円の減額になります。18節負担金、補助及び交付金ですが、浄化槽整備事業費の建設事業補助金300万円の減額になります。

それから、8ページをお願いいたします。

3款施設費、1項1目施設管理費ですが、26節の公課費、消費税納付金、公共下水道事業費、浄化槽整備事業費、合わせまして141万円の追加のお願いとなります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第29、議案第6号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、歳入歳出それぞれ1,069万円を追加して、総額を2億1,688万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしくお願ひいたします。

簡易水道特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございますが、4款繰入金、一般会計繰入金1,069万円の追加のお願いでございます。

続いて、3の歳出でございます。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費、2節から4節及び18節は、給与改定による人件費等37万円の追加のお願いでございます。

それから、10節需用費、庁舎等修繕費に600万円の追加のお願いでございます。平沢給水区等、大きな修繕工事等により大きな支出があったことや、また、冬の期間を迎え、水道管の破裂や配水機器類の故障等懸念されるため、今後の対応に備えることも含めましての追加のお願いでございます。

12節委託料です。測量・設計委託料の141万円は、上水道建設に伴う布設替工事設計業務委託費の不足に伴う追加のお願いでございます。

それから、14節の工事請負費に280万円の追加のお願いです。これは、平沢給水区の仮設管の撤去工事などに伴う追加でございます。

それから、17節の備品購入費に11万円の金額のお願いでございますが、こちらは、発電機が故障してしまったために新たに購入をするものでございます。

以上でございますが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようにお願ひいたします。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第30、議案第30号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第30号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算案でございますが、国が打ち出した総合経済対策には、専決処分の承認議案で説明をいたしました低所得世帯支援事業以外にも、事業者等に対する物価高騰の影響緩和対策メニューが盛り込まれております。地方創生臨時交付金を活用した事業として、物価高騰対応の支援メニューを早期に実行に移すため、予算化することを目指すものでございます。

歳入歳出をそれぞれ2,021万5,000円増額して、予算の総額を88億642万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(水出 悟君) 予算書の1ページをお願いいたします。

予算総額のほか、款、項の区分ごとの補正金額を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書になります。

まず、歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援分でございますけれども、3,900万円を見込むものでございます。

19款1項2目財政調整基金繰入金は、1,878万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、関係課長よりそれぞれ説明いたします。

○議長(佐藤聡一君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(小池さつき君) 6ページをご覧ください。

歳出の3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給事業2,021万5,000円の追加のお願いでございます。この支援給付金の趣旨といたしましては、主とした収益が診療報酬や介護報酬などの公定価格であり、エネルギーや食料品の高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている町内の関係各施設や事業所に対し、物価高騰対策の取組を支援するものでございます。

最下段にございます支援給付金の1,999万5,000円の内訳といたしましては、医療関係で

は、病院、診療所、歯科医院、薬局、施術所など27件に合わせて623万円、介護関係では、入所系、通所系、訪問居宅系など29件に合わせて692万5,000円、障害児者関係では、入所系、通所系、訪問相談系など20件に合わせて684万円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 7款1項2目商工振興費は、歳入の地方創生臨時交付金の受入れによる財源内訳の組替えでございます。組替え分の1,878万5,000円は、緊急経済対策商品券支給事業の財源として充当いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第31、議案第25号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 工事請負契約の変更締結についての提案理由の説明を申し上げます。

旧坂上小学校の体育館・調理場・公仕室を解体する工事につきましては、本年6月14日にご議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、工事請負契約請負金額に変更が生じました。当初契約金額6,457万円を1,219万9,000円減額いたしまして、5,237万1,000円に変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 本議案につきましては、町長の提案説明のとおり、本年6月14日にご議決をいただきました旧坂上小学校体育館・調理場・公仕室解体工事において、工事請負契約の変更締結についてご審議をお願いするものでございます。

議案書の裏面に、受注者であります池原工業株式会社と11月17日に仮契約を締結いたしました建設工事変更請負仮契約書の写しを添付させていただきました。仮契約書の3に記載がございますとおり、当初請負金額6,457万円を1,219万9,000円減額して5,237万1,000円に変更するものでございます。

主な変更理由といたしましては、当初想定しておりましたアスベスト及びダイオキシンの処分量が減少したこと、また、仮囲いにより足場の設置期間が短縮されたことなどによる減額でございます。

変更契約に伴う予算措置につきましては、先ほどの一般会計補正予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第32、議案第26号 あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理期間が令和6年3月31日をもって期限を迎えることに伴い、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次期指定管理者に合同会社ハ rilルを指定する案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）につきましては、現在の指定管理期間が令和6年3月31日をもって期限を迎えます。このため、本年6月、指定管理者選定委員会への諮問を行う中で、次期指定管理者を公募により募集することとなりました。

7月中旬から募集を開始したところ、2者からの参加表明並びに提案書の提出がございました。これを受けて、10月24日に選定委員会を開催、2者からの提案内容説明を受け、厳正な審査を経た後、11月2日に選定委員会からの答申がありました。その内容につきましては、議案書裏面に添付の答申書のとおりでございます。

答申の内容につきましては、合同会社ハ ril の提案について、適切な提案であり、候補者として評価できるものとし、総合評価をAとした上で、優先交渉権者に選定されたものでございます。この答申を受け、優先交渉権者との基本協定の仮締結に向けた協議を行い、11月22日付で基本協定の仮締結に至りました。

このため、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、本定例会において議会の議決をお願いするものでございます。

指定相手方は、合同会社ハ ril、代表社員湯本一也、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。指定管理料は、5年間で5,395万5,000円の見込みでございます。

合同会社ハ ril は、ダンススクールやキャンプ場の運営実績があり、エンターテインメント分野での豊富な経験を持つ会社です。今回の提案は、自社が持つノウハウを生かし、吾妻忍者とエンターテインメントの融合による独自性のある道の駅の創出を目指すもので、様々なイベント企画も取り入れたものとなっております。町の魅力を効果的に発信していけるものと考えておりますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第33、議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻環境施設組合が共同処理する事務として、ごみ処理施設設置後も継続して施設の管理及び運営を行うこととするため、規約の変更をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第3条として、吾妻環境施設組合が共同処理する事務におきまして、ごみ処理施設及びその附帯施設の設置に関する事務とございますものを、施設設置後におきましても、より運営の主体が明確となりますよう、管理及び運営に関する事務を追加するものでございます。

また、今回の改正に合わせて、組合設立の年月日が明確となるよう、組合設立年月日である令和2年7月27日を追加する改正となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第28号及び議案第29号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第34、議案第28号 町道路線の廃止について、日程第35、議案第29号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 町道路線の廃止について、議案第29号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、合計で19路線でございます。主に厚田地区及び三島地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う町道の廃止19路線でございます。

認定の議決をお願いする路線は、合計で27路線でございます。主に厚田地区及び三島地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う町道の機能補償によるもので、認定27路線でございます。今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、議案第28号 町道路線の廃止並びに議案第29号 町道路線の認定について説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました19路線です。

1枚めくっていただきます。

厚田・三島・岩下・松谷地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う路線で19路線です。廃止する内訳としまして、上信自動車道機能補償によるもので、19路線約3,231メートルです。

引き続き、議案第29号 町道路線の認定について説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回認定をお願いする路線は27路線です。厚田・三島・岩下・松谷地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う路線で27路線です。認定する内訳としまして、上信自動車道機能補償によるもので、27路線、約5,995メートルです。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。12月12日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（佐藤聡一君） 日程第36、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を12月12日までに終了するようお願ひいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査するようお願ひいたします。

なお、次の本会議は、12月13日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願ひいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時25分）

令和5年12月13日(水曜日)

(第 2 号)

令和5年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月13日(水)午前10時開議

- 第1 議案第7号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第15号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第16号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第17号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第18号 東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
- 第13 議案第19号 東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例について
- 第14 議案第20号 東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第21号 東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例について

- 第16 議案第22号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第23号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第24号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第20 議案第 2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第 3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第 4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第 5号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第 6号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第30号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第26 議案第25号 工事請負契約の変更締結について
- 第27 議案第26号 あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理者の指定について
- 第28 議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について
- 第29 議案第28号 町道路線の廃止について
- 第30 議案第29号 町道路線の認定について
- 第31 陳情書の委員会審査報告
- 第32 発委第 1号 意見書の提出について（国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書）
- 第33 議員派遣の件について
- 第34 委員会報告について
- 第35 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第36 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 佐藤 聡 一 君

2番 齋藤 貴史 君

3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出來君	6番	高橋弘君
7番	高橋徳樹君	8番	里見武男君
9番	小林光一君	10番	重野能之君
11番	竹渕博行君	12番	樹下啓示君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	山野邦明君	総務課長	関和夫君
企画課長	水出悟君	まちづくり 推進課長	酒井文彰君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	寺嶋正春君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	角田良信君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	谷直樹君

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局 補佐	西巻雅子
議会事務局 主任	田中康夫		

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にも手指のアルコール消毒等をお願いいたしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第7号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号～議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） 反対討論ということでやらせてください。

○議長（佐藤聡一君） じゃ、反対討論を行ってください。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） それでは反対討論を行いたいと思います。

まず、この3号一括の中で、職員の引上げ等については賛成でございます。8号、9号、特別職と議員についての反対討論ということでございます。

11月の内閣府の景気ウォッチャーによりますと、判断によりますと、景気につきましては緩やかな回復があるものの、様々な値上げということで、非常に価格の上昇の影響ということが今後も懸念が示されております。

また、住民の皆様の基幹となります農業、また商工業の皆様の状況を見ますと、特に農業につきましても燃料、肥料、飼料、様々な値上げ高騰、また商工業の皆様につきましても、店を閉店するとか倒産というような状況も散見されております。

また、生活面、状況を見ますと、2023年におきましては、値上げをしたり、今後値上げを予想されるものが、食品と食料品につきましては3万品目を超えるというようなことが新聞で報道されております。また、公共料金、電気、水道、ガス、様々な公共料金の値上げがあり、様々な家庭の経済生活を圧迫しております。

また、今回の引上げの人事院勧告に基づく特別職及び一般職員の期末の改定につきましては、議員につきましては、この改定については一般職員の皆様と異なり、自動的に連動して値上げされるものではありません。

以上のような情勢を鑑みまして、今回の値上げの条例につきましては反対ということの理由で、議員の皆様にご理解を申し上げ、ご賛同をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 賛成討論の方はいますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 反対討論の方はいますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤聡一君） 2番、3番、4番。座ってもらえますか。見えない、後ろが。5番、

6番、8番、10番、11、12番。

起立多数、本件は可決されました。

次に、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(佐藤聡一君) 2番、3番、4番、5番、6番、8番、10番、11、12。

起立多数、本件は可決されました。

次に、議案第10号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号～議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第5、議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての4件を一括議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第11号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第12号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第13号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第15号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第16号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行いま

す。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第17号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第12、議案第18号 東吾妻町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第13、議案第19号 東吾妻町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第20号 東吾妻町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第21号 東吾妻町町営簡易水道布設事業分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第22号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ちょっと病み上がりなものですから、息を吸いながら質問をさせていただきたいと思います。

担当課長、そして町長に幾つか確認をさせていただきたいというふうに思います。

町民は、誰しも安くて安心・安全な水を供給していただきたい、これは願いではないかなというふうに思っておりますけれども、今回の条例改正につきましては、特に高橋水道課長になられてから、水道料金の値上げを課として十分に検討をして、そして2割程度上げてまいりたいという方針を昨年も打ち出したものの、町長サイドのほうから、経済的な考え、または政治的な考えかもしれませんけれども、1年先送りになってしまったということがございます。私は、今回の条例改正については一定の評価に値するのではないかなというふうに感じております。

その中で、一応確認はちょっとさせていただきたいというふうに思いますけれども、今回の改正において、約2割程度の料金が増額されるわけでございます。そういった中、今後の課題というものがある程度見えてくるのかなというふうに思いますけれども、今回の改正前、また改正後の料金体制の表も今手元にごございますけれども、この辺を今後もう少しきめ細かな料金体系、こういったものにご検討をするべきではないかなというふうに考えております。

特に、大体1世帯当たり、2人で住んでいる世帯もあれば1人で住んでいる世帯もある、または5人、6人、7人で住んでいるご家庭もございますので、どのぐらい使われるかというのは、私は手元にそういう資料ございませんけれども、担当課とすれば、大体平均的に月に、例えば20から30ぐらいの使用量というんですか、そのぐらいが大体平均なのかなというふうに捉えてはおります。

そういった中、5立方メートルを超えるのと、今回は5立方を超え50まで、また50を超え200、200立方メートルを超えるものも144円ということがございます。基本的には120円の1.2割増しという計算になろうかと思うんですが、この辺を今後の課題等も入れまして、ぜひ担当課中心にもう少しきめ細かな料金体系というものを検討していただいて、また条例改正なり、そういったものになっていければいいのかなというふうに思いますが、その辺、課長ちょっとご答弁いただけますでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） どうも大変お世話になります。

ご質問とすると、今は全部20%というふうにくくりにしていますけれども、町議が言われるように、使用水量に伴って、例えば何立米から何立米までは幾ら、何立米から何立米までは幾らと細かくしなさいということだと思えますけれども、今回させていただいたのは、平成6年から一度も改定をせず30年間、今の料金体系でやってきています。まず、1回上げさせていただきますというところで20%上げさせていただいております。

国のほうからも、3年に一度は見直しをしなさいというふうな要請もありますので、その辺は今後また5年後なりに改定するときに、また細かくその辺は検討させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

課長、そうはいつでも、確かに約30年間改正されていなかった、これは町民のせいではないと。あくまでも行政の怠慢であったということしか言えないですね。だけれども、高橋課長のときに、今回こういう条例が上がってきたということは、私としては評価している。冒頭にも述べさせていただきましたけれども。その辺、そうはいつでも、やっぱりぜひご検討いただきたいというふうに思えます。

それと、この改正に向けて、広報ひがしあがつま、これに東吾妻水だよりというのを掲載しましたよね。これは、こういう事業が今後控えているし、上げざるを得ないというふうには読み取れるんですよ。

しかしながら、今回、何が言いたいかという、今回2割程度上げることによって、10立方メートルが国の基準とするならば、おおむね国の基準によく乗ってきたと。そうすると、今後のいろいろ資本整備については、約3分の1の国の補助金を頂きつつ、工事が進められるよう多分やっていくんだと。当然、行政ですから1年単位の予算です。ですから、例えば今年計画組んだ、来年さてやるぞといっても、来年、国の基準が1円たりともうちの料金よりも高ければ、補助金の対象にならない。ですから、その辺の動向を見ながら、当然、担当課とすれば工事を進めていくというような格好になろうと思えます。

それで、私が何が言いたいかという、やはりそこで料金を上げて町民に負担をいただく。それによって、町とすれば3分の1の補助金が得られ工事が進められる。その、ある意味、還元ですよ、お金で還元するという話ではなくて。ですから、こういう利点があるんです

よということ。

ですから、例えばこの説明なんですけれども、ちょっと私きつい言い方しちゃうんですけれども、半分脅しなんですよね。説明されているんですけれども、町民に。脅しなんですよ、要するに。これだけ金がかかるんで、金ちょうだいという話ですよ。

だけれども、今、私が言ったように、今後こういう料金体制になった場合は、こういうお金がかかるものについてはしっかりと国の補助金等々を頂きながら工事を進める。ですから、資本的投資というものについて、比較的こうなんだということがやはり少し、今後、解説としてぜひ載せていただければありがたいなというふうに思います。

その辺、課長ちょっといいですか。その辺は、課長と町長お願いできますか。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 当然、今後も水だよりというのは継続をして作ってまいりたいと思っています。この間の委員会、要は総務建設常任委員会の中でも、紙面を分かりやすい紙面にして、皆さんに分かりやすく説明をするようにというふうなことを言われていますので、当然継続していきますし。何しろ今まで水道事業に対して、いろいろな情報を流さなかったというのはもちろん責任なんですけれども、当たり前ものは当たり前になっているじゃないですか。だから、当然それもやりますし、それを上げたことによって補助金をもらえますと。もらうために上げているという部分もありますので、当然もらわないと事業もやっつけられないので、やっつけられないとか、余計皆さんの負担になりますので、その辺は今後丁寧に記載のほうをさせていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回、町民の皆様には水道料金の値上げということでお願いをするわけございまして、これは、町民の皆様が生活に必要な安全・安心、良質な水をこれからも継続して供給していくために必要なものであるということで、水だよりのようなものでご理解をいただくということで掲載をいたしました。

今後も水道、水に関しての現在の状況、その時々々の状況等を、町民の皆様にご理解をいただく情報提供ということでしっかりと行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

ぜひ分かりやすく町民の方が理解できるように、今後ともよろしくお願ひしたいというふ

うに思います。

そして、いま一点なんですけれども、令和6年度から公営企業会計ということで、単式簿記から複式簿記、基本的には企業会計と同じなんですけれども、しかしながら、これは形式的には、何ていうんでしょうか、独立採算的、これは収益的収支部分については赤字にならないように努力していくというようなことなんだと思います。

しかしながら、資本的投資、要するにお金がたくさんかかる部分については、どっちにしても一般会計のほうから繰り出していただかないとやっていけない事業なんだと。しかも、会計処理上はそうなんだけれども、事業主体は行政なんだというのは変わらないですね。当然、担当課は分かっていると思うんですけれども。公共事業費は高騰しているし、それを全部町民にご負担いただきたいというわけにもいかない。

ここで私が確認したいのが、当然、今回の2割、町民の方々にご負担いただくということは収入が増えるということになります。そうすると一般論で言うと、一般論という表現が正しいのかもしれませんが、一般会計からの繰出金、そっちは繰入れになりますけれども、これが減るんじゃないか。減らしたほうがいいんじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが。しかしながら、それ減らすと、料金上げたとはいえ、懐は一緒ということになりますよね。

ですから、当面5年間、取りあえず目途としては、今までと同額というか同程度の一般会計からの繰出金を頂いて、それで会計の内部留保をある程度厚くしていくと、ある程度ね、そういうことが必要なんだと思うんですが、その辺は、課長と町長、お2人に確認しておきます。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 上げさせていただいたものから今後も、竹濑町議言われるように、内部留保資金、今、内部留保の中に現金が一銭もございません。そういうのも、上げた中から多少利益を出して積立てをしていかないと思っています。

基本的には水道事業、公営企業会計ですので、独立採算でございます。増えたから、じゃ、一般会計からの補助金は要らないよねとなると、言われるとおりに、元へ戻っちゃう話になりますので、ここは継続をして町のほうにお願いをしていく、要求をしていく、それを予算を組んで町のほうに要望をしていく話になると、そういうつもりでございますので、よろしく願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 水道料金値上げ後の状況等をよく見極めながら、しかし、当面は一般会計からの金をつぎ込みながら、安定した経営ができるというところまで支出をしていかなければならないかなというふうに考えております。

町民の皆様の生活の中で大変重要な、なくてはならない水の問題でありますので、ここはしっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

○11番（竹渕博行君） はい。

○議長（佐藤聡一君） ほかにはありますか。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） じゃ、質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第23号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） これ簡易水道になると思うんですが、1つちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

今現在、簡易水道は町内で東地区が5、ほか12ということで17給水区があるんだと思うんですけども、これを例えば5年後、5年後にするかどうかは別としても検討はされるんだと思うんですが、全体を上水のほうに1つの会計にまとめるという方向性で私は考えるべきだというふうには思うんですが、その辺、取りあえず今回はこの辺の条例というのは当然承知はしていますけれども、今後の話として、方向性はどのような考えでいるのか、その辺は、担当課長お願いできますか。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 簡易水道でございますけれども、簡易水道事業につきましても、令和6年から公営企業会計に移行いたします。会計は別になりますけれども。

水道と簡易水道の違いというのは給水人口だけなんです。なので、もう蛇口を開けば水が出るというのは、水道と簡水も変わりはありません。今のところ、料金も差がある状況です。基本料金で半分の料金をいただいています。それを、まず5年後に統一をするような形にさせてもらって、経営を1つにしていきたいという計画で今います。よろしいですか。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。一応確認取れました。これ方向性ですね。

そうなってくると、前回、私どもに配付いただきました経営戦略、経営戦略の簡易水道の部分、このくだりに、統合は考えていないという多分くだりが入っているんだと思うんですよ。料金の部分で。これ具体的な統合計画が未策定のためということで、本投資・財政計画においては令和11年度以降も事業統合を行わない形です。ちょっと私の、多分、話の前後が全部読まないといけないかもしれませんけれども、そういう話ではないんですか。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 経営戦略の中にも、統合していくようなことは一言入れたかと思うんですが、ないですかね。

いずれにしても、経営戦略に書いていなかったかもしれないですけども、統合していく

予定で、計画でいます。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

いずれにしても、今、課長がおっしゃったように、そういう方針であればそういう方針で、私も一読しただけなので、もう少し詳しくちゃんと言えればいいんですが、その辺は誤解があれば大変失礼いたします。

そういう中で、もし冒頭で述べた5年後を目途にということであれば、もしここの辺の解釈が違ふようであれば、これは当然見直しすればいい話なので、ぜひその辺もチェックしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 答弁いいですか。

ほかにはありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第24号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第2号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第3号 令和5年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第4号 令和5年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第5号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、議案第6号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議案第30号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、議案第25号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、議案第26号 あがつまふれあい公園（道の駅あがつま峡）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

ここで、町民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

12月5日に上程いたしました議案第27号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてにつきまして、議案書に添付されております新旧対照表の表記に一部誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

新旧のそれぞれ左上に別表と記載をされておりますが、こちら別表ではなく本則第3条の改正でございますので、別表の表記を削除していただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 本件につきましては、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号及び議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第29、議案第28号 町道路線の廃止について、日程第30、議案第29号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本2件については、去る12月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第28号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第29号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第31、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情7号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を議題といたします。

本件につきましては、去る12月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

10番、重野議員。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長(重野能之君) それでは、報告を申し上げます。

陳情7号に関しまして、去る12月6日、説明員を迎え、その審査を実施しました。

各議員のお手元にある陳情書にもありますように、現状の介護・看護職の給与体系などを考慮し、全会一致で採択と決しました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤聡一君) 委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

ここで休憩としたいと思います。

再開を11時10分といたします。よろしくお願い申し上げます。

(午前11時00分)

○議長(佐藤聡一君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第32、発委第1号 意見書の提出について（国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書）を行います。

提出者は趣旨説明を願います。

10番、重野議員。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、発委第1号 意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

その前に、各議員お手元にあります発委第1号の意見書の提出というものを見ていただきまして、その裏面に意見書の文言があるんですが、訂正がありまして、一番上なんです。「国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援の拡充」とあるんですが、「支援を拡充し」、「の」を「を」に訂正で変えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、趣旨説明を申し上げます。

この発委第1号は、地方自治法第99条の規定により、国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設の支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を関係行政庁に提出するものでございます。

陳情7号の審査報告でも触れましたが、現状の介護・看護職の給与体系も考慮し、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施することを求め、また、全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充することを求める意見書でございます。

当常任委員会では、ケア労働者の処遇改善と医療介護事業の安定的な維持発展のために、本意見書を関係行政庁に提出すべきと決しました。本会議におかれましても、皆さんの賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 1つお尋ねをします。

提出される関係行政庁というふうにあるんですけれども、具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 10番、重野議員。

○文教厚生常任委員長（重野能之君） お答えいたします。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣というふうを考えております。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか、井上議員。

ほかには質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第33、議員派遣の件についてを議題といたします。

1月31日開催、議会主催の3月議会の予算決算特別委員会に向けての研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したい

と思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

去る12月8日に開催されました議会主催の上信自動車道関連工事の現地視察について、8番、里見武男議員より報告願います。

8番、里見議員。

(副議長 里見武男君 登壇)

○副議長(里見武男君) 去る12月8日に、議員派遣として上信自動車道の現地視察を実施しました。

町の関係各課と議員12名が参加し、上信自動車道建設事務所の市川所長ほか3名の職員の協力により、箱島インターチェンジから泉沢地区、植栗・中之条インターチェンジ、厚田地区、厚田インターチェンジ、松谷交差点までそれぞれ視察いたしました。それぞれの工事現場では順調に工事が進んでいるように感じられました。

中でも、今年度開通予定の厚田インターチェンジから岩下交差点までの区間を実際に走行してまいりました。道路の舗装工事や欄干工事も終了しており、完成間近との印象を受けました。一部、日陰の箇所があり、道路が凍結した場所も見受けられました。

また、鳥頭神社脇の麻の畑が上信自動車道から丸見えになっているとの意見が地元の方々からありました。これを確認いたしました。以前に大麻草の盗難事件があったりしましたので、対策が必要と感じました。

また開通記念イベントとして、岩下交差点から厚田インターチェンジ間の上り線に、高さ約20センチのハート型土偶を約70個設置する計画が示されました。

以上、上信自動車道の建設現場の報告といたします。

○議長(佐藤聡一君) 以上で里見武男議員の報告を終わります。

◎委員会報告について

○議長（佐藤聡一君） 日程第34、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

6番、高橋議員。

（総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） それでは、総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

12月6日、7日に、町長、副町長、各担当課長に出席いただき、定例会中の委員会を開催しました。

町長からは、12月1日、2日に開催された第25回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会の報告がありました。国際総合部門金賞、大塚知紀さん、同じく金賞、小池康弘さん、特別優秀賞、小池孝さん、大塚美雄さん、加部精一さんの方々が入賞されたということでありまして、金賞については7年連続というような報告がありました。

各担当課長には定例会中の説明の補足説明をいただいて、委員からは様々な意見、質問がありました。

榛名湖畔にあるふれあいの家については観光名所であり、立地条件もいいので、町で活用できないか。町としては、プロポーザル方式で対応していく予定とのことでした。奥田直売所の運用についても意見が出されました。路線バスの長野原町への延伸について、コニファーいわびつの今後の方針についても意見が出されました。

第2次総合計画後期基本計画の重点施策進行管理評価については、1次評価と2次評価、そして外部評価が異なった評価があるが、調整が必要ではないか。内容については、旗振り役の課で詳細が分かるとのことでした。

あがつまふれあい公園、道の駅あがつま峡の指定管理期間が令和6年3月までであり、今回、応募者が2者であり少ないのではないかと。また、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方は、産前産後の4か月間は国民健康保険税の免除が受けられること

になったとの説明がありました。本年は鳥インフルエンザ、CSFが発生しているため、町内の主要農家には消石灰を配布した説明がありました。

鳥帽子地区の井戸のボーリングでは水量の確保ができ、飲料用、農業用に使用できるとの報告がありました。当町の特産物であるコンニャクの価格低迷の対策についても質問がありました。また、有害鳥獣の捕獲状況について説明をいただきました。水道事業では料金改定について丁寧に説明いただき、意見交換を行いました。

このほかにもたくさんの意見、質問があり、活発な委員会でありました。

次に、12月8日午後、所管事務調査を行いました。上水道と簡易水道の現地調査の報告をさせていただきます。

上水道施設の大戸水源池では、昭和40年の供用開始した浅井戸RC造りで、施設能力は1日当たり5,670立方、深井戸ケーシングは400パイ掛ける50メートルで、施設能力1日当たり990立方でありました。浄水場設置数は3か所で、配水池設置数は12か所ありました。飲料用として使用できるよう、自動で塩素消毒ができるようになっていました。管路については、町内の送水管延長27キロ、配水管延長148キロに及びます。鳴瀬橋の水道管は老朽化が進み、外部はさびが相当進んでいるのが確認できました。この水道管の架け替えについては、新鳴瀬橋に架け替えを検討しているとのことでした。

次に、令和5年度に工事を行いました平沢簡易水道の導水管の設置状況を視察しました。

導水管は、アラミド外装ポリエチレン管の40ミリの設置距離は700メートルであり、減圧弁までであり、水源池までは1キロ先にあるそうです。また、ポリエチレン管の30ミリは1,360メートル設置してありました。

次に、箱島配水池は昭和59年に供用開始、RC造りでタンク容量は287.8立方メートルであり、箱島湧水を利用した配水池でありました。

本町の水道事業は昭和40年に供用が開始され、50年以上経過しています。今後ますます施設の老朽化が進み、多額の更新費用が必要となります。また、給水に係る費用を水道料金による収入では賅っていません。水道施設には安全でおいしい水道水を安定供給する機能が求められています。ポンプ設備などの電気機械設備では、老朽化による故障や部品交換の製造中止など、様々な問題が発生しています。計画的な老朽施設の更新が必要となります。

令和6年度に水道事業の見直しを行うため、上下水道課で、広報ひがしがつまで3回にわたり水だよりが掲載されました。町民の方にはある程度理解ができたものと思われま。適正な料金の検討が求められているものと思われま。

次に、あづまケーブルテレビの運用について調査を行いました。

運用の経過については、平成18年3月、あづまケーブルテレビに関する条例制度を行い運用開始されました。費用は3億6,000万円、平成24年、NTT東日本によりIRU化、平成28年、非常用電源UPS更新、平成29年、ケーブルテレビ自主放送廃止、令和3年、再放送装置一部更新、令和5年、地上デジタル電波受信状況の調査を行っております。

現在、受信設備として電波塔が新巻公民館と岡崎地区に設置されていますが、1か所の電波塔を使用し運用しています。東支所に設置してあるヘッドエンドサーバーで光ケーブルを使用し、支所から増幅させ683戸へ送信しているとのこと。光ファイバーにより、端末のテレビとパソコンが使用可能となっています。維持管理費として1軒当たり年間6,000円徴収しているとのことでした。1本の線の中に光ケーブルとテレビ用の線が入っているため、NTTへの譲渡は難しいとのことでした。現在、テレビの受信故障は年間20件ほど発生しており、ルーターの交換に2万4,000円ほどの費用がかかるとのことでした。

総務省は、放送局の事業所でないと中継局は持てないとの見解であります。今後の運用については、電波の調査を行い、費用対効果を視野に入れ、高山村で導入したギャップファイラーで対応できるか検討してみたいとのことでした。

以上で総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 文教厚生常任委員会。

10番、重野議員。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

令和5年12月6日、7日の2日間の日程で文教厚生常任委員会を開きました。

委員会では、町長、副町長、教育長をはじめ各担当課長に出席をいただき、所管事務の調査を実施し、また、陳情7号が委員会へ付託され、その審査を行い、採択となりました。

その他、各委員から実に活発に様々な質疑、提案が出され、主に榛名ふれあいの家の現状改善と適正な管理、低所得世帯支援金給付事業において速やかな給付を求める意見、医療・介護福祉支援事業について及び社会福祉協議会によるいわびつ荘指定管理へのスムーズな移行及び原町小学校体育館改修工事の詳細について質疑、提案が出されました。

町からは、ふれあいの家の今後の管理、低所得世帯支援事業給付のためのシステム改修に遅れがあること、また、町独自による医療・介護・福祉支援事業が実施されることの詳細説明、また、原町小学校体育館床補修が追加として実施されることなど、実に丁寧な答弁をい

いただきました。

委員構成が変わってから約半年がたち、今年も残り僅かとなりました。町長、副町長、教育長をはじめ各担当課長の皆様には、委員会所管事務調査等にご協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

今後も委員一同、全力で活動していきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 議会運営委員会。

○議会運営委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（佐藤聡一君） 予算決算特別委員会。

○予算決算特別委員長（里見武男君） ありません。

○議長（佐藤聡一君） 議会広報特別委員会。

8番、里見議員。

（議会広報特別委員会委員長 里見武男君 登壇）

○議会広報特別委員長（里見武男君） 議会広報特別委員会の報告をいたします。

去る11月21日に群馬県町村議会広報研修会に出席し、議会広報委員7名と議会事務局1名の計8人で参加いたしました。

講師はおなじみの芳野政明先生で、議会の見える化と住民との信頼関係をテーマに講演を受講いたしました。

今年の統一地方選では、投票率の低迷や無投票や成り手不足など、議会の信頼性を問われる事態となりました。

そのような中、議会だよりの発行の意義や目的、議会広報の役割を機関として再確認や、議会への参加を高める広報の役割、目標を持って編集活動をしていくことや、伝わる広報へのスキルアップ、多忙な読者を読む気にさせるレイアウトの取り方等を学びました。

今後とも町民の皆さんに読みやすく理解ができる議会広報を目指し、編集を行っていきたいと思います。

また、定例会中の12月11日に議会広報特別委員会を開催し、第72号の議会だよりの編集について協議いたしました。各委員の役割分担を決めて、令和6年2月5日の配布予定に向けて、今後3回の特別委員会を開催を予定しております。今回は特集として、中学生議会と議会報告会について掲載をする予定であります。

なお、本会議の質問の内容について、議員の意見が平均になるよう編集していきますが、

文字数等、制約がありますので、特にこの部分を議会だよりに掲載してほしいという議員は、来年の1月5日の議会広報特別委員会までに文書かメールでお知らせください。

また、今後の議会広報特別委員会ですが、町広報が縦書きから横書きに検討中とのこともあり、また、他町村の議会だよりもだんだんに横書きになっていく傾向にあります。そのような中で、本町の議会だよりも横書きに改めるかどうか検討していきたいと思います。

より親しみやすい議会だよ리를目指して、編集方針の改定も検討していきたいと思います。議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第35、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

（11番 竹淵博行君 退場）

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第36、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、6番、高橋弘議員。

6番、高橋議員。

（6番 高橋 弘君 登壇）

○6番（高橋 弘君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、物価高に対応した経済支援についてお伺いいたします。

政府は、令和5年11月に閣議で物価高に対応した経済対策として補正予算を決定いたしました。所得税と住民税が非課税の低所得世帯に7万円を給付する費用を計上し、今年3月の物価高騰対策で決めた3万円と合わせると1世帯10万円となります。

当町は低所得者世帯に対し支援給付金事業をどのように行うのかお伺いいたします。

また、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、地方創生臨時交付金のうち、本年3月に設置された地方と公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれました。重点支援地方交付金は、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、電気、飼料、肥料など農林分野等の物価高騰分などの支援のために活用が可能となっています。

緊迫化する世界情勢、円安の影響により、原料を海外からの輸入に依存する肥料をはじめとする生産資材の価格高騰が続いており、農畜産業の生産現場は厳しさを増し、安定生産に支障を来し、農業経営が危ぶまれ甚大な影響を受けています。

農業者が将来にわたり安心して農業経営ができる支援を早急に講じる必要があります。この交付金を農林分野でどのように活用していくのかお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

環境省によると、本年、熊の被害は4月から10月では18道府県で164件、死者5人を含む180人との発表がありました。これは2006年以降最多となっています。10月の被害者は71人、秋田県が31人、岩手県15人と多く、本県も5月に片品村、6月に川場村で被害者が出ており、いずれも軽傷を負っています。当町においても、10月18日午前7時半頃、厚田兵庫地区で女性が熊に襲われ、ドクターヘリで病院に搬送される被害が発生しました。

今年は、冬眠に備える熊の食料となるドングリなどの堅果類の実りが悪く、餌を求め人里

に現れるおそれが高まっています。熊は朝夕の活動が活発になるようではありますが、町民の方がジョギングやウォーキングをしているのを見かけます。また、学校生徒の通学の時間帯にもなっております。町として、現在どのように取組を行っているのか、また今後の対策についてお伺いいたします。

次に、野生イノシシが高崎市石原町と長野原応桑で捕獲され、10月30日に遺伝子検査でCSF（豚熱）への感染を確認したと発表がありました。これまでに野生イノシシの感染確認は合計188頭となっています。当町の養豚場でもワクチン接種は適切に実施されていると思われませんが、町として現在どのような対応をしているかお伺いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザが今シーズン、佐賀県に次いで茨城県、埼玉県で確認されました。本県は昨年まで感染例がありませんでしたが、1月に前橋市内で3例の陽性が相次ぎ、51万羽が殺処分されています。

今季は10月に北海道で見つかったハシブトガラスを皮切りに野鳥の感染確認が相次ぎ、これまでに8道県29事例が発生しています。渡り鳥による感染が起り得るようでもあります。当町としての対策はどのようにしているかお伺いいたします。

次に、当町でもニホンジカとハクビシンによる農作物への被害が多発傾向にあります。生産者は電牧等により被害の軽減策を講じていますが、効果が出ていないようでもあります。効果を上げるためには、ニホンジカに対しては長いポールを使用し、ハクビシンには電牧線を張る感覚を狭くすれば効果が出ると思われれます。多額の費用がかかるため、設置者に対し負担軽減のため補助率を上げる必要があると思われれますが、お考えをお伺いいたします。

次に、第2次総合計画後期基本計画に、有害鳥獣対策を推進し、安心して暮らせる環境を維持するとともに、野生動物との共生について検討しますとありますが、どのように検討しているのかお伺いいたします。

引き続き、自席にて質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋弘議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目の低所得世帯支援給付金事業をどのように行うかでございますが、11月2日に閣議決定がなされ、県や市町村において年内の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう、通知の発出が行われました。これを受け、デジタル庁へ公的給付申請を行い、情報連

携を直ちに進めるため、補正予算の専決をご承認いただいたところでございます。

しかしながら、その後、国における制度詳細設計が示されない期間が続き、システム改修が滞っているため、給付は年明けになる予定でございます。先行事務として、現在、手作業にて情報の突合を進めており、プッシュ方式による給付を準備しておりますが、正確を期するにはシステムの利用も必要です。いずれにいたしましても、準備が整い次第、できる限り速やかな給付に努めてまいります。

2点目、交付金を農林分野で活用していくかでございますが、これまで令和2年度に農業者支援金、令和4年5月と令和5年3月に施設園芸の燃油補助、令和4年11月には飼料高騰対策として、畜産事業者に補助を行っております。物価高騰の状況は今後も続くことも考えられますが、限られた財源では全ての行政分野に対応することは困難であります。

その対応に当たっては、物価高騰の影響緩和が必要とされる分野の見極め、生活者支援または事業者支援の選択などが必要不可欠となり、やむを得ない判断であることをご理解を願います。

2項目め、1点目の現在の有害鳥獣対策と今後でございますが、電気柵等の設置経費の一部補助と、猟友会員の方に鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、有害鳥獣捕獲をお願いしております。熊対策につきましては、坂上、岩島小学校は1年生に熊鈴を防犯協会がお渡しをしております。また、出没の連絡があったときにも、町内小学校で熊鈴を貸し出しております。岩島地区の猿につきましては、地域おこし協力隊がテレメトリー調査を行い、管理を行っております。

年々、猟友会員の高齢化や会員が減少しておりますので、狩猟免許及び銃砲所持許可者が増えるよう、取得経費の補助を行っております。今後も取得者が増加するよう、啓発活動を行ってまいります。

2点目の豚熱対策でございますが、6月と9月に消石灰、消毒液を配布いたしました。現在、今月中の消石灰、消毒液配布に向けて準備を行っております。来年3月にも配布を予定しております。

3点目の鳥インフルエンザ対策でございますが、11月中旬に消石灰、消毒液の配布を行いました。来年1月から2月にも配布を予定しております。

豚熱、鳥インフルエンザとも、各事業体の方々には引き続き防疫対策をお願いするとともに、使用衛生管理基準の遵守をお願いしてまいりたいと考えております。

4点目の電気柵の設置費用の補助率についてですが、現在、購入費用の50%、上限が10

万円補助をしております。資材等も高騰しておりますので、上限金額の引上げを検討してまいりたいと思っております。

5点目の野生動物との共生についてですが、電気柵等の設備整備補助や、町民に鳥獣害対策の正しい知識を広めてまいります。また、森林環境譲与税を使いまして里山整備を行い、鳥獣被害を減らせるよう対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 二次質問ありますか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ご丁寧に答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

まず、1点目の関係でありますけれども、低所得者への支援の給付金についてであります。これにつきましては、当初は年内に配布をしたいというようなことで対応していただいたと思うんですけれども、システムの関係で年明けになるということでもありますけれども、これを給付をする場合については、役場の中の機械というんですか、システムを使って給付をしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、役場内のシステムで対応しているところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） そうすれば、外部委託ではないということによろしいですね。分かりました。

それでは、続きなんですけれども、この重点支援の地方交付金について、農林分野への価格高騰などに対しての支援を行えるというようなことでもありますけれども、現在、当町の特産物であるコンニャクの価格が非常に低迷をしているということでもありますので、本年度みたいな価格が続けば、離農をせざるを得ないというような農家の実情があります。農家を辞める人もいますし、また違う作物への転換というものを考えている人もいますというふうに聞いております。

ただ、転換する場合についても、この経営が軌道に乗るまでは非常に、農業というのは資本装備にお金がかかるものですから、こういったものについて、ぜひ手厚い支援というものをさせていただきたいと思っておりますけれども、この辺についての町長のお考えはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご説明を申し上げましたとおり、令和2年度以降、これまで農業関係者につきましては補助を行ってきております。町の本当に基本的な産業が農業でございますので、そのことを踏まえて、今後も農業者に適切な補助を行ってまいりたいと考えております。財政等の絡みもありますので、農業者の皆様が望むようなものになるかどうかは分かりませんが、町としての姿勢はそういったことで、農業者へしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） どうもありがとうございます。

なるべく多くの支援というものをお願いをしたいと思います。農業経営には何の補償もないというようなことでありますし、最近では収入保険制度、こういったものがありますので、そういったものをなるべく多く加入者を募っていただきたいということでもありますし、また、収入保険の関係については、掛金の一部を町からも支援しているというようなことは承知をしておりますけれども、ますますこれからは高齢化が進んでいますので、農地の維持管理が非常に大変になってくるというようなこともあろうかと思っておりますので、よろしくおん願いをしたいと思ひます。

それで、せつかくでありますので、農協のほうに言ひまして、どのぐらひ肥料とか農薬、段ボール上がっているのかなということて調べてまいりましたので、何点か参考までにおつなぎをさせていただきます。

まず、農薬関係でありますけれども、土壤消毒の低濃度ピクリンがありますけれども、これについては参考でありますけれども、前年比104%ということてあります。そして、ボルドー液でありますけれども、I Cボルドーについては115%値上がりしてあります。アドマイヤー粒剤、殺虫剤でありますけれども、これも118%、除草剤のバスタ、これについては160%値上がりしてあります。あとは除草剤のプリグロックス、よく使ひますけれども、これも111%の値上げ。コンニャクで使う土壤消毒用の機械のマルチでありますけれども、これは133%値上がりしてあるということてあります。

肥料関係でありますけれども、肥料については、単肥の苦土重焼燐については前年対比136%であります。そして、水稲でありますけれども、田んぼに使われるコシヒカリ専用、これが前年対比163%の値上げ、ひとめぼれ専用は157%の値上げをしてあります。

そして、野菜関係で使われる肥料でありますけれども、野菜高度402号、これが152%の

値上げ、コンニャクで使われるコンニャク大将の肥料が156%、スーパー I B S 222が153%の値上げ、追肥で使われるNKの17号は166%という値上げが予定をされているということであり、そのほかにも、青果市場に出す段ボール、こういったものも約20から30%の値上がりを見せているということでもありますので、現在の青果物の単価構成では、当然、再生産価格にはなっていないというようなことでもありますから、一般の市場流通の中では無条件委託販売が基本でありますので、自分では価格が決められないというような現在の販売のシステムになっておりますので、生産農家は非常に弱い立場にあるわけでもありますので、ぜひこういったことをご理解をいただきまして、手厚い支援というんですか、そういったものを考えていただきたいと思っておりますけれども、もう一度、町長のお考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋弘議員に、現在の農薬、肥料等の値上がりの状況、ご指導をいただきましたけれども、非常に私どもが今まで思っていた以上の非常に値上がりをしているという状況が分かりました。そういう状況の中で、農業者の皆様、大変苦労しているということとは分かっております。今後も、町としてでき得る支援があれば、しっかりと行ってまいりたいと思っております。町の基本的な産業でございますので、その点は今後もその姿勢を貫いてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

町も限られた財源の中で、各方面にいろいろと対応しなければいけないということは重々承知をしておりますけれども、この町の農業算出額は約95億円あるわけでもありますから、そのうちの80%ぐらいが畜産であります。あとの2割が耕種部門というようなことになっておりますので、その辺も加味しながら、ぜひ、専業農家だけではありませんので、兼業農家の中にも第1種兼業、第2種兼業がありますから、基本的には家族経営による農業経営が主体となっておりますので、特に年配者の方が生きがいのためにいろいろと野菜を作って直売所に出荷をしているということで、自分の生活もそうでもありますけれども、家族のため、孫のためというようなことでやっておりますし、こういった方々が農地を保全、守っているわけでもありますから、こういった人が農地を手放すことによって、耕作放棄地がますます増えてきますので、そういったことがあると、これからはちょっと質問しますがけれども、鳥獣害の被害がますます増えてくるというようなことが懸念されますので、ぜひその辺も考えながら

対応のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、参考までに申し上げますけれども、政府の審議会で農業現場の委員会から出た発言でありますけれども、若い人がなぜ農業をしないのかということは、食えないから農業をしないんだというようなことが発言でありました。こういったことはどうなのかなということをお考え申し上げますけれども、農村では離農が相次ぎ、耕作放棄地が非常に拡大をしております。人口が減って、地域社会が維持できない事態が広がっていますというのが実態だろうというふうに思います。

特に、この東吾妻町は中山間地域でありますので、平たん地のように農地に恵まれているということで農業経営がしているわけではありませんので、ぜひこの辺についてもご理解をさせていただきたいと思いますし、農産物価格につきましては、1つには輸入の自由化というものが当然あって出てきたというふうに思いますし、次には、農家も翌年、農業の生産活動ができるような収益も補償するというような制度が必要だろうと思いますけれども、これは町ですということは不可能でありますので、価格保障なり所得補償というものはEUとか米国のほうではやっておりますけれども、日本ではまだまだそういったものは手つかずということでもありますから、この辺についても、町長のほうから県なり国のほうに要望していただければ、大変ありがたいなということをお考えしております。

そして、規模の小さい経営形態を担い手として支援する政策というものをきちんとやっていく必要があるのではないかなということも思いますけれども、先ほど申し上げましたように、大規模化が難しい中山間地域、条件不利地の農家が次々と離農し、農地が荒れているというのが現状でありますので、その辺についてもよろしくお願いをしたいと思います。

そうすれば、時間がなくなってまいりましたので、次へ。

獣害の関係でありますけれども、先ほど町長の答弁の中で、熊に対しては、鈴は観光協会のほうで対応しているというようなことがありました。これについては大変ありがたいなというふうに思っておりますので、特に朝夕の子供たちの通学の時間帯になっておりますので、地域の皆様方にも協力をいただいて、いわゆる見守り隊と言っていいかどうか分かりませんが、そういった活動もぜひ地域のほうに呼びかけていただければ、安心ができるのではないかなというふうには思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、昨年度、熊の捕獲につきましては、猟友会の方々に非常にお世話になりまして、実績を上げることができましたけれども、現在、県のほうの資料を見ますと、鶴舞う形の群馬県の下の方の南から西にかけてを2つに分けるらしいんですけれども、上のほうは越後

三国、下は関東山地というふうに分けるらしいです。そして、上のほうの三国、越後三国については、生息頭数が熊が約1,512頭いるそうです。このうち、各行政区で捕獲する頭数が何頭というふうに大体決まっておるものですから、熊については、ある程度の捕獲が進んでいるということで大丈夫だと思いますけれども、特に今年は先ほど申し上げましたように、山の果実類が非常に少なくなっているということがありますので、これも隔年結果するかどうかは調査しておりませんが、今年不作であれば来年豊作になるのかなというふうには思いますけれども、その辺も併せて、また猟友会の方にもご尽力をしていただきたいと思います。

そして、イノシシでありますけれども、イノシシもおかげさまで大分捕獲頭数が上がっておりますし、鹿についてももちろん捕獲頭数が年々上向いているというようなことがあります。ということは、生息頭数が増えているということでもありますので、なるべく捕獲にご尽力をしていただきたいと思います。

鹿については、この群馬県内で約2万3,000頭ぐらいいるそうです。そのうちの捕獲は半分ということで、県内で1万2,000頭ほどの捕獲が許可になっているということになっておりますけれども、現在は東吾妻町では約1,082頭いるというふうには推測されます。このうち、年間の捕獲数量というのは560頭捕ってよろしいということになっておりますけれども、昨年度の実績が274頭ということでもありますから、まだ半分ぐらいでありますので、なかなか捕獲は専門家じゃないとできませんけれども、こういったことについても、ぜひ猟友会の方に働きかけをして、一頭でも多く捕獲をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

町長については、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） ちょっと待ってください。

質疑の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を1時としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（午後 零時06分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐藤聡一君） 先程竹渕議員から、体調不良のため、本日の午後及び、明日の欠席届が出されましたので申し添えます。

続いて、答弁を町長お願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、坂上、岩島小学校の1年生に熊鈴を配布しているのは防犯協会でございますので、観光協会ではありませんので、よろしく願いいたします。

非常に鳥獣害等が発生しておるわけでございますけれども、鳥獣関係では、狩猟免許を取得する人に対しましては、費用が5,200円かかるというんですが、町で5,000円補助をしております。また、銃砲所持許可の、これもお金がかなりかかるんですけれども、これにつきましては6万6,870円かかるところを、町で6万6,000円の補助を行っております。

また、例えばイノシシ1頭を捕獲していただければ、有害鳥獣であれば奨励金を2万3,000円お渡しをしております。また、猟期に入りましたらイノシシは1万4,000円でございます。有害駆除の鹿につきましては1万5,000円、猟期に関しましては1万円でございます。そのように、猟友会の皆様に鳥獣被害のために大変なご苦勞をいただいておりますので、そういった面で補助を行って活動しやすい状況をつくり出しておるところでございます。

今後、80名の猟友会員がいらっしゃるけれども、密接な関係でこの町の鳥獣被害をより少なくしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

多分、生ごみ処理機の関係ですけれども、昨年の実績を見ると24件で16万5,000円ほど支出をしておりますけれども、これについては鳥獣害からの被害の防止ということで、もう少し町民の方に周知徹底をしたほうがいいのかというふうに思いますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましても、よく状況を把握いたしまして、今後、町として、より支援ができれば行ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） あと、緑の県民基金の事業を活用して、森林の間伐であるとか竹林の除去、こういったものを県のほうでやっておりますけれども、これについては町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 緑の県民基金におきましては、非常に行政としては使いやすい、使い勝手のいい制度でありますので、里山地区の荒れた森林を整備して、そして、そこへ動物が隠れないように整備していくこともできますし、また、今後は森林環境譲与税が、より町にとって非常に多額なものになりますので、こういうものも利用しながら、人間の住むところと獣が住むところの境界をはっきりさせるということが必要かと思っておりますので、そういった面で、この森林関係の補助事業が非常に使いやすいと思っておりますので、より進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） 町報の11月号に、9月11日とありますけれども、道の駅あがつま峡付近で、町道でラジコンの草刈り機の実演が行われた際に、役場の職員も参加をしたというようなことが載っておりましたけれども、これについては耕作放棄地を解消するために非常にいいことだと思いますけれども、今の耕作放棄地が篠だとかいろいろ生えているので、もう少し性能のいいものを導入して貸出しをしたらどうでしょうかということでお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、私はちょっとまだその現物を見たり使ったりしていないところがございますので、今後そういうものをよく研究して、町民の皆様がお使いいただいて、そして、周囲の環境をよりよくするために、使い勝手のいいものであれば、より補助等を行って普及させるように考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

いろいろと機械もあると思っておりますし、またトラクターにつける附属品もあると思っておりますので、そういったものを導入をして、なるべく耕作放棄地の解消につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、最後でありますけれども、野生動物との共生について検討しますということで町長から答弁をいただきましたけれども、これについては短期的な目標と長期的な目標があると

思いますので、こういったものをうまく組み合わせることによって、野生鳥獣との共生というものができんだというふうに思いますので、その辺についても併せてよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 答弁いいですか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 共生につきましては、ただいまお答えをいたしました緑の県民基金、あるいは森林環境譲与税等を使って、鳥獣と人間の住む区域の確定といたしますか、そういうものをつくるのに非常に使い勝手がいいものでございますので、行っていきたいと思います。

それについては、予算の関係ですとか作業の関係で、すぐにというわけにはいきません、地域広いですから。それぞれの地域で、それがすぐにできるということにはなりませんので、徐々にそのような環境をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 以上で高橋弘議員の質問を終わります。

◇ 増子京子君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、3番、増子京子議員。

3番、増子議員。

（3番 増子京子君 登壇）

○3番（増子京子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私のほうからは2点の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、がん治療によるアピアランスケアの助成についてということと、ヤングケアラー等、若者たちの相談窓口をという質問をさせていただきます。

日本人の死因で最も多いがんは2人に1人がかかる国民病とも言われております。令和2年12月、町議会で一般質問で、先輩議員が乳がんグローブについて質問をいたしました。乳がんグローブをはめて自分の乳腺の触診をすると、しこりなどの乳房の異常を早期発見しやすいもので、この乳がんグローブ、現在はお子さんの1歳児健診でお母さん方にお配りし、大変喜ばれている施策だそうです。

我が町でも、お金、時間をかけず、がん検診を積極的に推進していただき、町のがん検診で早期発見できたというお声をよく聞きます。しかし、それでも、がんの進行具合などから、治療や手術が必要な患者さんは後を絶ちません。

現在は、がん治療や手術に伴う外見、これをアピアランスといいます。アピアランスの変化を補うための助成制度が広がってきております。厚生省のアンケートでは、がん患者さんが外見をケアする理由として一番多かったのが、自分の姿に違和感があるからという方が33%、続きまして2番目に多かったのが、他人の人、ほかの人の目が気になるからというのが29%、3番目ですと、就労、就学に必要なだからというお答えが23%と、このアンケートから分かるように、既になん患者さんの外見のケアは、美しさの問題よりも、まず自分らしさということと、今までどおり社会の中で過ごせるかということが問題になっているようです。アンケートにもあったように、闘病中のがん患者さんの不安を少しでも取り除くことができれば、前向きな社会生活が送れるのではないのでしょうか。

私の友人は43歳の若さで乳がんで亡くなりました。10年以上も前のお話です。闘病中、まだ下のお子さんは中学生でした。つらい治療も頑張り屋の友人は笑顔で乗り越えていましたが、抗がん剤治療のため髪の毛が全て抜け落ち、ウィッグ、これかつらですね、ウィッグが手放せませんでした。安いウィッグは不自然だし蒸れるし、高いものだと当時は10万円以上もするとお話しされたことを思い出します。子供の用事で学校に行くときにはウィッグが必要。治療費、入院費もかかる。

友人のお話を聞いて思ったことは、せいぜいウィッグは着け心地が快適で自然に見えるものを使っていたきたい。そのことから、ぜひとも町でウィッグ購入時の助成金をお考えいただきたいのです。また、乳がんで乳房を切除された方も、乳房補正具、切除した一部を補う人工物のエピテーゼなどの購入時の助成金も併せてお考えいただきたい。

全国の例では、ウィッグなどの購入費に対して1人当たり1回上限3万円、人工乳房が上限5万円、乳房補正具が上限3万円、更新期間はいずれも購入した翌日から1年以内となっているようです。自治体によって多少違いはありますが、これらの例をぜひ参考にさせていただきたい。男女関係なく、大切な町民に対してこのような力強い支援があれば、生きる力も湧いてくると思います。

県内では、中之条町やみなかみ町など既に27の市町村で助成制度が行われております。町民一人一人の幸せを考える東吾妻町としても、これはぜひ実行すべき支援だと思っております、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目の質問に入ります。ヤングケアラーについてお伺いいたします。

18歳未満のケアラーをヤングケアラーといますが、一見、我が町にはほとんどいないように感じます。しかし、ヤングケアラーといっても様々なケースがあるようです。例えば、家族に代わって家事をしている、家族のため仕事やバイトをしている、幼い兄弟の世話をしている、病気や障害のある家族の世話をしている、日本人でない家族のために生活の中で通訳をしているなど、多岐にわたります。先日はニュースで、耳の不自由なお母さんに代わって手話でお話を伝えていた子供さんも報じられていました。ケアラーの中には、どんな大変でも家族なのだから自分がやらなくてほと、自身の学業や進学、部活、友人との交流など、本来、子供らしく過ごす時間を奪われてしまう子供もいるようです。

ここで3点お聞きいたします。

1つ目です。学生時代にケアラーとして掌握されていた人が卒業した後も引き続き支援や相談を受けることができるのでしょうか。

2つ目です。県では今年の6月にヤングケアラー支援ワンストップ相談窓口が設置されました。町ではこの窓口につなげる制度は何かあるのでしょうか。

3つ目、電話相談など話すのが苦手な人はハードルを下げて、まずは町でLINEやメールの相談ができないでしょうか。

特に3番目に関しては、ケアラーだけではなく、社会に出てから様々なことで悩み苦しんでいる若者がたくさんいます。実際に、LINEやメールで気軽に相談できるところが欲しいという要望もありました。まず、近くの信用できる大人や先輩に、たとえLINEやメールでもつながれば、救われる人も出てくるのではないのでしょうか。

他県ではありますが、若者向けの居場所を提供している方が、利用するハードルを下げ、信頼関係を構築していく中で適切な支援につなげやすくなる。地域で若者と早めに接点を持つ仕組みが必要だと新聞のインタビューで言われておりました。

少子高齢化の世の中を担っていく子供たち、若者たちが安心して住み続けられる町づくりに全力を注いでいくことが大切だと感じておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上が私からの一般質問となります。この後は自席にて対応をさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、増子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のがん治療によるアピアランスケアの助成についてでございますが、町では令和5年4月から40歳未満の若年がん患者を対象に、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、訪問介護等を提供し、患者や家族の負担を軽減する若年がん患者在宅療養支援事業を開始をいたしました。アピアランスケアの助成については実施をしておりません。

ご指摘のように、県内の複数の市町村で既に実施をしておりますので、助成額等を参考に、がん治療と社会参加の両立を図るため、事業の実施に取り組んでまいります。

2点目のヤングケアラー等、若者たちの相談窓口をでございますが、町ではヤングケアラーに限らず、相談の内容や年齢に応じ、日頃からそれぞれの担当課で各種相談を受け付けております。町の代表アドレスにメールで相談が寄せられることもあり、担当課が対応するほか、町だけで解決できない問題には、関係機関と連携し相談をつなぎ、切れ目のない支援となるよう努めております。

LINEの活用につきましては、群馬県LINE公式アカウントの群馬県デジタル窓口の悩み相談窓口や、今月からLINE相談を試行的に導入する群馬県ヤングケアラー支援ワンストップ相談窓口に関し、広報やホームページ等を通じまして、町民皆様に周知啓発をしていきたいと思っております。

ヤングケアラーや、その他、悩みを抱えているかどうかの把握は非常に難しく、相談窓口につなげるために現状で重要なことは、いかに本人がSOSを出せるかということであります。幼少期からその大切さを気づいてもらうため、坂上小学校では先日、スクールカウンセラーによる「相談の仕方を学ぼう」と題した講演を実施し、自分から相談することの必要性ときっかけづくりについて、全児童がグループワークに取り組みました。これは将来につながるものと考えますので、今後もこのような取組が広がっていくよう支援し、若者の心のセーフティーネットづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

3番、増子議員。

○3番（増子京子君） 町長、前向きなお答え、大変にありがとうございました。

抗がん剤治療や手術による外見の変化の悩み、また周囲との関わりを避けるなどするケースが少なくないとされております。このようなアピアランスの問題は女性だけでなく、男性も同様に助成制度を必要としているのであれば、男女関係なく利用できるようにすべきだと

思いました。がん治療によるアピアランスの助成金制度、先ほど申し上げました群馬県は35市町村ある中で27市町村で行われているそうですが、28番目はぜひとも先ほどの町長の大変前向きなお言葉で、28番目、ぜひ東吾妻町で実現できるような検討をお願いいたします。ありがとうございます。

また、先ほどのヤングケアラーのご相談の件なんですけれども、本当に丁寧にこのように小学校から見ていただいているということは、心強いお話が聞けて本当にありがたいと思います。

本当に今の若い人たちは、どうしても電話をすとか電話に出るとか、そういう行動がなかなか苦手としている人が多いようですが、なるべくでしたら、やはり入りやすいこのような、もう小さいときからこうやって小学校で訓練されてはいますけれども、本当にハードルを下げた入りやすい窓口にさせていただけるように、ぜひともお願いしたいと思って、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁はいいですか。

○3番（増子京子君） いいです。大丈夫です。

○議長（佐藤聡一君） はい。

以上で増子京子議員の質問を終わります。

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、5番、井上日出来議員。

5番、井上日出来議員。

（5番 井上日出来君 登壇）

○5番（井上日出来君） それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回、質問よりも説明が多くなると思いますので、あらかじめご了承くださいと思います。

要旨として、まず質問のタイトルですが、窓ぎわのトットちゃんの校長先生小林宗作氏を核とした政策提案であります。

当町の偉人の一人、小林宗作氏の教育理念や指導法など検証し、その優れた部分を町内の

教育機関に導入することを提案します。

当町は、近隣自治体の中でもいち早く積極的な子育て支援に取り組んだ実績があり、その基本方針をさらに推し進め、特徴ある幼児教育や子育て世帯へのソフト面での支援策をより充実させるべきと考えます。

小林宗作氏が初代園長を務め、現在もその教えを継承している国立音楽大学附属幼稚園のすばらしい指導法を町内教育機関に導入し、子供の独創性、多様性を育む教育により町の付加価値を向上させ、豊かな自然環境と優れた教育を求める新しい世帯の流入や、若者世代の定着を目指していきます。

国立音楽大学附属幼稚園との連携から始め、将来的に国立音楽大学と当町の協定締結につなげ、当町への学生サークルの合宿誘致や演奏会など交流人口の増加及び町の活性化と発展に結びつけていく各課横断的な連携政策を提案いたします。

質問の項目ですが、質問及び提案であります。

①これまで町内の教育機関で、町の偉人紹介についてどのような指導をされてきたでしょうか。また、その中で小林宗作氏についてはどのように扱われてきたでしょうか。

②町の偉人、今回特に小林宗作氏について町長の所見をお聞かせください。

③小林宗作氏は、幼児教育専門家として近現代の教育史に大きな足跡を残しました。それを今も現場で実践している国立音楽大学附属幼稚園に協力要請し、氏の教育理念や人柄、そして指導法について、まず現在の園長先生に当町で講演していただくことを提案いたします。

④また前質③からその優れた点を町内の教育機関に導入し、その付加価値を高め、子育て世帯の流出防止、あるいは流入の増加を目指す積極的な教育施策を推し進めることを提案します。

⑤前質の③、④の延長線上で、将来、国立音楽大学と協定を結び、大学生の合宿や当町での演奏会、また研修などの誘致につなげ、交流人口の増加と地域の活性化、また人材育成などに資する政策展開を提案いたします。③④⑤の各課横断的な連携政策の提案について、町長の見解をお聞かせください。

⑥町内で偉人たちが伝承される機会が十分とは言えず、現状では町の宝を指の間から取りこぼしているように思え、非常に残念であります。今月、小林宗作氏が登場するアニメが劇場公開され、絶好の機会と捉えます。早急に町を挙げて氏の業績をたたえる啓蒙活動を実施してはいかがでしょうか。アニメ「窓ぎわのトットちゃん」の上映期間が終了後、配給会社と交渉し、できるだけ早い時期に当町のコンベンションホールにて同アニメの上映会を予算

計上し実施することを推奨いたします。

⑦道の駅や新設予定のバスターミナルなど、観光客が往来する公共施設において、小林宗作氏を含む町の偉人たちを紹介するパネル展示コーナーを設置してはいかがでしょうか。参考例として、配付資料の最後のページに資料添付してありますので、後ほどご覧ください。

質問は以上であります。

以降、自席にて追加質問及び提案をさせていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 教育長の答弁を願います。

教育長。

（教育長 山野邦明君 登壇）

○教育長（山野邦明君） 町長に代わり、井上議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目のこれまでの町内の教育機関で町の偉人の紹介について、どのように指導されてきたかでございますが、町教育委員会では「わたしたちの東吾妻町」という社会科副読本を3年に一度、町教育研究会が編集し発行しております。この社会科副読本は、小学校3年生から新たに始まる社会科の授業で使用されている教材でございます。

4年生向けの社会科副読本には、「郷土の文化・伝統と先人たち」という中に、地域の発展に尽くした先人について記載があります。岡崎用水を造った岡上代官や、原町に学校を建設し、教育や産業に尽力された山口六平氏、また、外国とのつながりでは、台湾に渡り、生涯を基隆市のために尽くされた石坂莊作氏などが紹介され、郷土に生きる喜びや誇りを伝えるきっかけとしております。

次の答弁は町長のほうにお世話になります。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 2点目の町の偉人、小林宗作氏についての私の所見でございますが、小林宗作さんは我が東吾妻町岩島の出身であり、リトミックを教育基盤にトモエ学園を設立をされ、女優の黒柳徹子さんの幼少期に大きな影響を与えた校長先生だったと聞いております。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 引き続き、私のほうで答弁させていただきます。

3点目でございますが、現在の園長先生に講演していただく提案でございますが、現在、町では町民を対象とした講演会や、管内学校関係者を対象とした教育研究会での講演会、こ

ども園や保育所の先生を対象とした研修会での講話などを開催しております。今後そういった機会の中で、小林氏の教育理念などを伺える場が持てればよいのではないかと考えております。今後検討してまいりたいと思っております。

4点目の積極的な教育施策を推し進める提案でございますが、こども園や学校での学習及び町民への生涯学習の機会など、この町に合ったよいところはどんどん吸収し実践することにより、子育て世代の定住促進や子育てしやすい環境づくりに結びつけられればと考えております。

5点目の交流人口の増加と地域の活性化に資する政策の展開の提案についてでございますが、町出身の小林宗作氏を縁に、大学と町が相互に連携や協力を行うなど、よい関係が持てれば将来的に有益ではないかと考えております。

6点目の業績をたたえる啓発活動につきましては、映画上映も含め検討をしていきたいと考えております。

最後に、7点目でございますが、町の偉人たちを紹介するパネル展示コーナーの設置でございますが、展示の必要性を含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。ぜひとも今おっしゃっていただいたことを実現に向けて進めていただきたいというふうに思います。

さて、これからはちょっと説明が長くなると思いますが、ご了承ください。

私自身は、10年以上前から小林宗作氏のことを存じていましたが、これまで深く調べる機会はありませんでした。遡ること2か月ほど前になりますが、トットちゃんのアニメが劇場公開されるというニュースが飛び込み、そこからとても気になって、小林宗作氏について、より深く調べました。調べれば調べるほど、氏の経歴や実績、そして、何より徹底した子供中心主義という教育理念に強く心を打たれ、久々に胸が熱くなる思いをいたしました。

この場においても、恐らく小林宗作氏について詳細をご存じない方が多いと思いますので、まず氏の経歴や実績について簡単に説明をさせていただきます。

配付させていただきました資料の1枚目の年表をご覧ください。

全部を説明することはできませんので、一部ご説明をさせていただきます。

まず、トットちゃんの先生、小林宗作氏は、先ほど町長もおっしゃいましたが、旧岩島村三島大竹で誕生をいたしました。

この年表の中で特に注目したいのが、明治40年2月9日の生家の火災であります。これをきっかけに宗作少年は非常につらい思いをして、この町を去ることになりました。そして、その後、大正12年、三菱財閥の4代目岩崎小弥太氏の支援によって欧州留学をし、その先、ジュネーブで国連事務次長であった新渡戸稲造氏と面会をしております。そこでリトミックの存在を教えられ、リトミックの道に進んでいったということでもあります。

また、小林宗作氏が日本に戻ってきてから、成城学園のほうで教鞭を取っておりましたけれども、新渡戸稲造氏はわざわざそこに孫娘を通わせて、小林宗作氏の指導を仰いだというふうに、リトミック教育を非常に高く評価をしておりました。

昭和12年、宗作氏は自宅を売却し、自由ヶ丘小学校を買い取り、トモエ学園が始まりました。その後、全く無関係な金銭トラブルに巻き込まれ、敷地の4割と小学校の校舎を失うこととなりますが、夏休み中に急ごしらえの校舎を建設し、東横電鉄の協力で廃列車をもらい受け、これがトットちゃんの物語に登場する電車の学校になります。

戦時中は、トモエ学園の生徒十数名を岩島村岩下大村に疎開をさせております。もしかしたら、近隣にお住まいの現在90歳前後の方で、当時トモエ学園の生徒と一緒に遊んだという方が今でもご存命でいらっしゃるかもしれません。トモエ学園は空襲により焼失し、戦後は幼稚園のみ再開します。昭和24年、国立音楽学校で教鞭に立ち、翌25年に国立音楽大学附属幼稚園の初代園長に就任をされました。

今現在も小林宗作氏の教育理念が生きるその幼稚園に、先月15日、私を含め有志議員5名で伺いました。現園長であります林浩子先生に小林宗作氏についてのお話を伺いましたが、様々なエピソードを教えていただき、その最後に語られました言葉が、資料の2枚目をご覧いただきたいと思います。その黒い太線の括弧でありますけれども、「ゆりかごを揺する手は、いずれ世界を揺する手だ。」と、こういうふうな言葉を残されております。この言葉は全ての教育者、特に幼児教育に従事する方をはじめ、育児に悩む多くの保護者の心の救いにもなるほどインパクトある言葉だと感じました。一緒に幼稚園を訪問した同僚議員の皆さんも大変感銘を受けたようであります。

資料3枚目をご覧ください。

トモエ学園のあった場所は、その後スーパーが建ち、1988年、黒柳徹子さん含む卒業生たちが店舗の一角に記念碑を建立しました。その場所に今年10月20日、JIYUGAOKA de aoneという商業施設が誕生し、11月24日にはトモエ学園の記念碑が再設置され、その除幕式には90歳の黒柳徹子さんも登場いたしました。その記念碑には3枚目の資料にある文章が刻ま

れております。後ほど、じっくりとお読みいただきたいと思います。

さて、ここで追加質問として教育長にお尋ねをしたいと思います。

先生の指導法にまで言及し、このような心を打つ文章を記念碑にして卒業生たちが自主的に設置した事例を、教育長の身の回りでこれまでご経験がありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 井上議員の質問でございますが、私自身も石碑まで建てていただいたというのは身の回りでは経験ございません。ただ、ずっと昔ではありますが、明治の時代に原町で、薩摩藩から出てきた木村卓堂さん、その方が大坂で大塩平八郎さんに指導をいただいて、また長野で佐久間象山さんに指導をいただいて、原町に着いて吾妻郡内に限らず、いろんな生徒たちが集まったという話は聞いております。その石碑が原町の須郷沢、塾のあった近くにあるそうでございます。それだけを聞いておりますが、それ以外、私の経験ではありません。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

やっぱり非常にそこまでの評価を得る教育者の方は少なかったということでありませぬ。そのような、当町出身で非常に生徒に評価された数少ない教育者の一人という認識でおります。そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 全く私も井上議員と同じで、以前、トットちゃんについて本は読ませていただいていたんですが、岩島出身でそういう方がいらっしゃるんだという、その認識でなかったんですが、今回の件でいろいろ勉強させていただきました。すばらしい教育だと思しますので、それがこの町にも広げられればというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

現在、「窓ぎわのトットちゃん」は日本で、今日こちらにお持ちしましたがけれども、日本で800万部、そして世界で累計2,500万部出版されております。この本は、黒柳徹子さんご自身も語られていますが、宗作先生の教育理念やそのすばらしい実践方法を紹介した本であります。そして、これまで世界で2,500万人以上の方が読み、深い感銘を受けています。また、小林先生を尊敬し、トモエ学園を手本とする幼稚園や保育園、またオルタナティブスク

ールなどが全国各地に存在しています。

本日、この議場にいらっしゃる皆様にお尋ねをいたします。このようなすばらしい人物が当町から生まれたことを知らずして何を誇るといえるのでしょうか。世界で少なくとも2,500万人以上の方がご存じの当町の出身、このすばらしい教育者を、私たち町民が知らないと答えられるのでしょうか。ぜひ一度お考えください。

さて、小林宗作氏についての説明はこの辺にして、政策提案に移りたいと思います。

配付資料の4枚目をご覧ください。

提案は、来年度、令和6年度から8年度までの3か年の計画を雑駁に書いたものであります。

2026年、令和8年は、当町は町村合併から20周年、また同じ年、国立音楽大学は創立100周年を迎え、様々な記念事業を計画中と伺いました。その事業の中で、小林宗作先生が残した資料が幼稚園、小学校、そして大学に今現在は分散しているんですけども、それらをまとめ、再編する計画があるそうです。

当町の20周年と国立音楽大学創立100周年、そしてその縁をつなぐ小林宗作氏、そして、今年は宗作氏がヨーロッパに旅立ってちょうど100年目の年であります。まるで宗作先生がふるさとである東吾妻町に風を送り込んでいただいたようなチャンスの到来を感じるのは、私だけではないと思います。

今回配付した資料をご覧ください、関係する各課の皆様におかれましては、ぜひこの方向性を共通認識として、周年事業の開催計画や町の未来につながる関連施策の実施を積極的に連携させていただきたいと願っております。

この資料に書いた事業に関して、私自身、でき得る限りの協力を惜しまないつもりであります。立場こそ違えど、町のために目標を同じくして頑張りますので、執行部の皆様におかれましては、どうかこの提案を十二分に検討していただき、推し進めていただきたいと思います。

以上が私の政策提案です。

町長、もしよろしければご意見、ご感想をお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町の偉人で、ソウサクという偉人がお2人いますね。石坂荘作さんと小林宗作さん。石坂荘作さんにつきましては、台湾の基隆市との交流を始めて、町民の皆様にも広く知っていただいております。小林宗作さんは、なかなか今まで知られ

ていなかったということでございます。

先日、議員の皆様、若手議員の皆様が林園長さん、国立音大の幼稚園長さんにお会いして、最初の口火、きっかけをつくっていただいたということでありまして、非常にありがたく思っております。

今後、井上議員のご提案のこのような催物が、国立音大幼稚園等との連携をしながら、このような催しができていけばいいなというふうに思っております。東吾妻町の幼児教育、また音楽教育に国立音大関係の皆様が来ていただいて、大いに力添えをいただければというふうに考えておりますので、今後、小林宗作さんを核として、こういった催し、しっかりと取り組んでいかなければならないなというふうに私も思っております。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 町長、ありがとうございました。

これで、最後ちょっと1つ私のほうからお伝えしておきたいと思えます。

先日、10日日曜日ですけれども、現在上映中のアニメ「窓ぎわのトットちゃん」を見てまいりました。内容は小林宗作氏の教育理念がしっかりと伝わりとてもよい映画でありました。ぜひこの町の皆さんもご覧をいただいて、当町での上映会をぜひ実施に向けていただきたいと思えます。

また、本日、私がいろいろ調査する段階で手に入れました資料、「窓ぎわのトットちゃん」と「小林宗作抄伝」という、これが一番詳しい本になります。それから、国立音大幼稚園のほうでいただいた現在出せる範囲の資料をいただきました。また、映画のパンフレットと、それから映画のこのサウンドトラック、CDですけれども、この中には小林宗作先生が作曲した子供のための歌が何曲か収録されております。こういったものを今日お持ちしておりますので、会議が終わった後、もしよろしければ手に取ってご覧いただければというふうに思えます。

以上で私の一般質問、窓ぎわのトットちゃんの先生小林宗作氏を核とした政策提案を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で井上日出来議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日12月14日午前10時に開きますから、ご出席のほうをお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時49分）

令和5年12月14日(木曜日)

(第 3 号)

令和5年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月14日(木) 午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
12番	樹下 啓示 君		

欠席議員(1名)

11番 竹 淵 博 行 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	山野 邦明 君	総務課長	関 和夫 君
企画課長	水出 悟 君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	寺嶋 正春 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	角田 良信 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二 君	学校教育課長	谷 直樹 君

職務のため出席した者

議会事務局長 西 山 孝 弘

議会事務局
議主 任 田 中 康 夫

議会事務局 西 卷 雅 子
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

竹渕博行議員から体調の不良のため欠席届が提出されておりますので、申し添えます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるよう、よろしく願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にも手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎字句の訂正

○議長（佐藤聡一君） 字句の訂正がありましたので、訂正したものをお配りいたしました。

発委第1号の訂正がありましたので、差し替えをお願いいたします。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、10番、重野能之議員。

10番、重野議員。

（10番 重野能之君 登壇）

○10番（重野能之君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

また、質問の前であります。今年、年度としてはまだ途中ですが、今年最後の定例会となります。この1年間、町長、副町長、教育長初め各課長の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回質問の項目としまして農業政策について、子ども若者予算枠創設について、この2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目としまして、前2回の定例会で農業政策について質問、提案をさせていただきました。日本の食料自給率は38%どころか、肥料や種を加えれば実質9%台で、世界の中でも最悪の水準です。「原木シイタケ、群馬の生産者7割減」「核の冬、最悪なら日本のほぼ全員餓死」「農家が8割減る日、主食は芋、国産ハウレンソウが消滅」、新聞記事の一部であります。

日本の農業政策は今、農業従事者所得補償あるいは価格補償路線へ転換すべきと考えます。これが世界主要国の潮流です。自由化と輸入頼みの現状は大変危険と言わざるを得ません。物価の高騰、後継者不足等、当町の農業を取り巻く環境も依然厳しい状況です。町長の現状認識をお聞かせください。

2点目としまして、町でも様々な施策が展開をされており、心強く感じています。今後も農業従事者の方が安心し、かつ後継者が生まれやすい環境を政治が築かなければなりません。当町においても、さらなる強い農業政策を求めますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目としまして、去る11月26日、東吾妻町中学生議会が開かれました。生徒たちの率直で斬新な発想と熱意に胸を打たれました。子供たちのこの思いを少しでも実際の町づくり

に反映させることができると考えます。

ある自治体では、行政と議会が協力した中で条例を制定し、若者議会をつくり、子供予算枠も設けて、子供たちの声を生かす取組をしています。当町においても様々な手法が考えられますが、あるいは以前にも提案があったと思いますが、中学生議会を生かす、あるいはこども若者議会的なものを設置した中で、こども若者特別予算枠を設け、子供たちと町づくりを共有していくことも必要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。

自席に戻らせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め1点目の農業政策の現状認識でございますが、カロリーベース食料自給率は38%と年々減少しております。消費する食料と生産する食料を一致させないと食料自給率は改善いたしません。生産者は消費者のニーズに応じて生産し、消費者は国産食材の価値や安全性を理解し、適正な価格で購入するよう意識を変えていくことが必要だと思っております。

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、原油高による生産コストの高騰により大変厳しい状況であると認識をしております。

2点目の強い農業政策についてでございますが、町では農業従事者が安心して農業ができるよう、収入保険の掛け捨て部分の補助や、経営所得安定対策事業、野菜価格安定事業を行っております。また、契約栽培や農産物のブランド化を推進し、若い人が農業に従事し東吾妻町で暮らしていけるよう政策を行ってまいります。

2項目めのこども若者予算枠創設でございますが、議員のお話から、先日の中学生議会では多くの収穫があったように感じております。特別な予算枠にとらわれることなく、様々な行政分野において子供や若者の意見等を行政に反映させることができる仕組みづくりに取り組むことが大切であると認識をしております。

町の将来を託す子供たちに、ふるさとを愛し、町づくりへの意識を今から高めていくよう、町といたしましても様々な努力を続けていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

10番、重野議員。

○10番（重野能之君） ご答弁をいただきましてありがとうございました。

再質問として2つ、まず農業について追加で1つ、また中学生議会について、当日、教育長にもお越しをいただきまして、そこら辺の感想も聞かせていただきたいと思いますと思うんですが、よろしく願いいたします。

まず、1点目に農業政策について、私も身内の田んぼだとかを手伝うぐらいのことしか今までできていないんですが、自分なりに思ったことを前2回、しつこいような感じでしたが質問をさせていただいて、今回3回目、連続でさせていただきました。

今回のこの質問にもありますように、上毛新聞で毎回いろんなことを勉強させていただいているんですが、県内のシイタケの生産者7割減という非常にリアルな記事を目にしました。また、「核の冬、最悪なら日本のほぼ全員餓死」、これも朝日新聞の中で核戦争が発生した場合に、アメリカのラトガース大学の研究チームが核戦争が勃発したときに環境変動などをやる中で、あるいはいたるところで食べ物について輸入がストップする中で、自給率の低い日本で約7,000万人以上が食べ物がなく命を落とすだろうという非常にショッキングな研究結果が出たという記事であります。

今回のウクライナだとか、ロシアまたイスラエルといったところを見ても、日本が戦争に巻き込まれなくても、いろんなものが輸入頼みでいると、それがストップした時点で非常に危険な状況になるということを改めて、多少オーバーな部分もあるかもしれないんですが、ここら辺のところをやはりリアルに感じていかなければならないというふうに非常に思ったところであります。

山本県知事も、群馬県の一つの取り組む大きな政策として、以前も述べさせていただきましたが、知事自身が観光と農業ということを表明されております。昨日、高橋議員も質問されました。いろんなところで国・県のつながりの中で、当町の現状であったり、また日本の農業の現状というものをいろんな場所で町長に国・県に発信をして、動いていただきたいと思いますというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私いつも申し上げているとおり、農業は東吾妻町の基本的な産業ということでございまして、そういう気持ちを持って農業の振興に当たっていかなければならないと思います。

特に農業につきましては、町独自ではできませんので、その対策につきましては国や県の農政部等としっかりと連携をとって進めていかなければならないと思っております。

東吾妻町につきましても、おいしいお米、リンゴなどの果物もできております。そういうものを大いにPRしながら、それがまた観光につながっていくような仕組みづくりをしながら、この東吾妻町は農業を基本としてこれから発展していくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 10番、重野議員。

○10番（重野能之君） ありがとうございます。

2つ目としまして、中学生議会が開かれました。教育長、当日現場にいらっしやいまして、いろいろ見ていただいたと思うんですが、率直な感想であったり、思いというものをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 当日は大変議員の皆様方にはお世話になりました。ありがとうございました。

当日、私はいろいろなそれぞれのグループに寄り添いまして、内容を全部把握というのは難しいんですが、それぞれの様子は伺わせていただきました。

まず感じたのが、議員の皆様方の思いが中学生に伝わっているんだなという思いを感じました。そしてまた、中学生の思い、20年後の町の理想の姿ということで、それも議員の皆様方が本当に快く受け止めていただいて、今後に生かす方向に進んでいるんだろうなという思いを感じさせていただきました。

そういう中で、子供たちが真剣に話し合いをしている、意見を述べている姿というのは、とてもうれしく思った次第でございます。今後も議員の皆様方がこんな機会をまた設けていただければ、子供たちの未来のこの町の大人たちが育っていくのかなというふう感じたところでございます。

今後とも、また機会があればお世話になりたいと思いますが、よろしく願いします。

簡単な感想ですが。

○議長（佐藤聡一君） 10番、重野議員。

○10番（重野能之君） ありがとうございました。

今回は事務局等も一生懸命取り組んでくれて、初めて中学校に直接議員が足を運んでということで、また懇談形式にさせていただいて、本当に楽しく、また私自身も感動をしました。

その中で、いろんな子供の差があるんですが、たまたま私が担当した1部、2部の子供たちが対話をしていく中で、私は将来はこの町にはいないんだけど、出ていくんだけど

もということも前提の話をしてきて、それは自分になりたい職業がここにはない、どうしても自分の将来の生活を考えると現在の東吾妻町で不便を感じるのということ、ほぼの子供たちがこの町にはいないと思うんですがということも話をしました。非常に悲しい、ちょっと寂しい面もあったんですが、その中で子供たちが、自分はいなくなるけれども、こういうものが今の町にあったら、そういうものを将来に残してほしいというような思いで言ってくれたのが、また本当に胸を打たれて、何とも言えない気持ちになりました。

そんな中で、中学生議会も今回あるんですが、この中にも書かせていただきましたが、ある行政では若者議会、子供議会というのをつくって、執行部は課長たちに座っていただいて、こどもたちが提案すると、本当に今のような型式のリアルな議会みたいなものもだんだん実施をされているところもあります。そこら辺は、今後の議会の、今議会がやっている中学生議会もあるんですが、そういったものもやはり必要なのかなというふうに思いますが、またもう一つ別な角度というか、選挙権年齢も下がってきて、そこからいろんな中学生議会とか、さらに今全国で行われていると思うんですが、いろんなやり方、方法があると思うんですが、町政懇談会にもあるように、若者、子どもたちと対話するような空間というか、そういう場をぜひ設けていただきたいというふうに思うんですね。

今の国会を見ていると、選挙権年齢を引き下げた、いろんな子供政策をやっているんですけども、そういうことをしているんだけど、子供と政治の距離がなかなか縮まっていなくて、関心を持っている子供たちが、特に政治に対する不信感というものが非常に大きいんじゃないかなと思うんですね。

これは、私の子供の同級生と何人か話をする機会が以前あったり、本当にプライベートな空間での話をさせていただくと、私が町で議員をさせていただいているということを知っているんで、その子供が「議員さんでどういうことをふだんしているの」とか、また「結局、政治家って金でしょう」とか、正直に、リアルに言うんですね。何となく意識として、中学生の年代の子供でも、分かっている子はリアルにそういうことを普通に言うんですね。「政治家ってお金もうかるんでしょう」とか、まさに今国会でやっているような。

そういう子供たちが今のこの現状を見たときに、やっぱりかと、このショックというのは非常に大きいんじゃないかと思うんですね。私自分で負け惜しみではないですが、やはり貧乏でよかったかなというふうに思っています。それはちょっと置いておいてなんですが、選挙権年齢も引き下がる、少子化になっている、いろんな問題があるこういう大事なときに、なかなか子供たちに寄り添っている政治が身近にないというふうにすごく感じるんですね。

だから、我が町でたまたま私が担当した子供たちが将来この町にはいないんだけどという、そこら辺を考えて改めて、議員は議員なんですが、やはり町のトップ、長という存在というのは非常に子供たちにとっても大きく、学校で言えば学校長と同じように感じると思うんですね。

いろんなやり方、方法があると思うんですが、今まで以上に、さらに町長に若者たちと対話する、意見を聞くような場面、また町長の思いをぶつける場面というものを子供たちに、政治の信頼というものを大人だけじゃなくて子供たちにもつくってほしい、その中で子供たちが夢とか希望を持って、仮にこの町を出ても生きていけるような、そういうものをぜひつくっていただきたいということで、さらに町長が若者たち、こどもたちとの対話の場を設けて、積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子供たちとの対話ということでございますけれども、実は中学校統合の前の話ですけれども、私の地元の太田中学校に呼ばれまして、一クラス対象だったんですけれども、お話をさせていただいて、そして中学生の質問を受けて、いい時間を過ごしたことがございます。2回くらいたしかやったと思います。1時限で終わるかと思ったら、1時限終わっても休み時間なしで続けて先生がやってくれというのでやりまして、そうしたら、そのクラスの全員一人一人がみんな質問するんですよ、すごいんですよ。私も昔の話を入れながら説明して、結構、子供たちもいろいろと町のことも考えていてくれるな、将来のことも考えていてくれるなという感じは持ちました。

中学校統合以降はそういう機会は余りないんですけれども、そういったこともやっておりましたので、またそういうような機会小学生なり、中学生なりとお話をして、皆さんのご意見を聞く、今の中学生の考えていることを聞くことも必要かなと思っておりますので、今後、学校側のスケジュールもいろいろあろうかと思うので、そういうものを見極めながら検討してまいりたいと思います。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

では、以上で重野能之議員の質問を終わります。

◇ 齋藤貴史君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

2番、齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） 議長の許可をちょうだいいたしましたので、一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

今回のテーマは、東吾妻にしかない教育、今こそ作りませんかという提言です。

先日開催された中学生議会で、「20年後に向けて今学びたいこと」をテーマに中学生から要望を受けました。その内容を町執行部におつなぎすることを生徒の皆さんに約束してきましたので、その内容を質問させていただきます。

私のテーマに応じてくれた生徒は8名でした。ICT、お金、スポーツ、地域の農林資源活用、英語、そして行政、議会について教育機会の提供を受けたいという声がありました。これらの分野につきましては実践的な領域でありまして、どれも学校教育だけでは身につくものではありません。

少子化問題と当町の総合計画を見据えての学校と地域、行政が連携する形での実践的な教育環境の整備をお願いする内容になります。

我々には、現状、抜本的な人口減に対抗策を見いだすのが困難であります。我々に今できることは、大胆に未来に投資して教育に力を入れ、そこから生まれた人材に将来を託してはどうだろうかという内容になります。

少々前置きが長くなりますけれども、6月定例会でも申し上げたことですが、前提条件確認のためで繰り返します。

当町は深刻な少子化に直面しています。中学校卒業生は100人、この春は町の出生数は、彼らが生まれた2007年が約100人、2014年に65人、2018年に48人、昨年度は31人でした。15年間で7割減になっています。厚労省が6月頭に発表した全国出生数は1.26、これをベースに計算すると、東吾妻町の30年後の出生数は18人、100年後で見ると7人ほどになります。

当町の出生率は全国平均よりも低くて、令和3年度で0.91ということで、さらなる人口流出も進むと考えると、30年後には10人を切ってしまうのかもしれない。これは大変な危機になります。

町では、2040年に人口1万人を維持することを最大のミッションにしておりますけれど

も、このデータを見ると、現状はかなり厳しい状況にあり、早急なアクションが必要になりますが、今年度は総合計画の後期5か年計画スタートの大事な年でありましたけれども、目立った動きもなく、残り3か月になっております。2040年を迎えるまでにはもう6,000日を切っておりまして、先月の議会報告会でも、この問題に対して町執行部の勇気あるアクションを切望する町民の声が強く寄せられていました。

この抜本的解決策になるものは教育（人材育成）しかありません。長くなりますが、歴史がまずその理由を示しています。江戸時代、米沢藩の上杉鷹山、江戸時代初めに貯金が600億円ありましたけれども、財政赤字などで使い果たしまして、鷹山が藩主になった1760年頃には200億円ほどの借金、利息分すら返済できないで財政破綻状態となりました。領土返上寸前、それを無借金へと導いたのが鷹山でした。

当町が問題としている人口推移に着目すると、米沢藩の人口は1600年代後半に13万人強で、借金増、財政赤字急増、人口は減少に転じまして、70年後には3万人も減りました。しかし、鷹山の改革を経て藩財政は健全化し、そのまた80年後には13万人近くまで回復しました。

どうやって財政と人口減少を反転させたのかというと、やっぱり教育でした。鷹山は藩を再建し、人々の暮らしを安定させ、心を豊かにするために広く学問を浸透させ改革の柱に据えました。赤字財政の状況下でも特別予算を確保し、学問は国を治めるための根源との強い考えで人材育成の藩校を創立、学問は単なる公証や漢文を読めることではなくて、現実の政治や経済に役立つ実学でなければならないという教育方針で、多くの偉人を輩出しました。

もう一つ、幕末の長岡藩、有名な米100俵の話です。戊辰戦争で新政府軍と戦った長岡は焼け野原となりましたけれども、石高は3分の1に減りました。そこで、総督に推挙された藩士の小林虎三郎は、時代の要請に応えられる学問や芸術を教え、優れた人材を育成しようと、お寺で藩校を開校しました。長岡藩の窮状を知った仲間の峯山藩から見舞いの米100俵が届きましたけれども、それを即売却して、その代金を学校の資金に注ぎ込みました。洋学局、医学局も設置し、一人一人の才能を伸ばし、情操を高める教育がなされ、東京帝国大学総長、司法大臣、海軍元帥などの新生日本を背負う多くの人材が輩出されました。

このことは古い話ではなくて、近年の隠岐の島海士町、奈良県御所市、大阪府忠岡町、岡山県安芸町などによる地域を復興に導いた教育改革の実例がありまして、地方衰退への対抗策が今も昔も教育と人材開発であることを物語っています。

そんなところへ、昨日の井上議員からすばらしい提案がありました。あの提案は、この町

が持っているこの町でしか使えない潜在的な地域資源を生かしての地域再生プランと感じました。

仮に地域内に良質な勤め先があっても、上信道のような便利な交通インフラが現れば、従事者はこの町に定住しなくても事足りることになります。現に上信道がまだ未完の今現在でも、朝は下り路線のほうが渋滞し、夕方は上り路線のほうが渋滞しています。この町にしかないすばらしい教育環境があつてこそ、初めて若い世代の定住が促進されるのではないかと思います。

しかも、教育環境の付加価値を高めることは即効性を生みます。隠岐の島海士町は、町営学習塾を設立した途端に、離島を離れる高校生家族が減り、逆にIターンを呼びました。数年後には、高校生だけでなく、成人のUターン、Iターンを呼び、多くの企業家と新産業を生みました。

井上議員の提案が実現されれば、町のこども園の幼児の数は数年で2倍、3倍になり、町内定住者も増え、10年後には小中学生の児童数が倍になることも夢ではないでしょう。それでも2040年に1万人は難しいでしょうが、その兆しは必ず生まれると思います。教育以外の投資でこれだけの成果が期待されるものは全く思いつきません。異次元の少子化対策とは、ずばり教育と人材育成だと思います。

ということで、東吾妻町にしかない教育、今こそつくりませんか。

前置きが長くなりましたけれども、そんな考えの基、中学生議会での生徒からICT、お金、スポーツ、地域の農林資源、英語などへの学習機会の創出要望がありましたので、それを基に6つの質問をさせていただきます。

1つ目、県のデジタルクリエイティブ人材育成プログラム「tsukurun」の体験会が11月26日に当町で開催されました。あいにく議会報告会と重なり、見学ができませんでしたので、参加者の様子、感想などのご報告をお願いします。

2つ目、その体験会ですが、参加者こそ少なかったということですが、県が提供する環境とノウハウを生かして全国初のデジタルクリエイティブ人材開発プログラムを持つ町になる好機と考えます。県との協議、町としての可能性をお聞かせください。

3つ目、世界ではお金についての学習はより充実しております。日本では、米沢藩や長岡藩、現在の先進地を除けば、まだまだ下火ですけれども、現状に非常に実践的な価値のある教育と考えます。20年後の自分と町を卒業研究にしている生徒たちにとって重要なことと映ったと思われます。町として、お金をマネジメントできる人材を育成するのは価値のあるこ

と気づかされました。これを機にお金の勉強機会の創出につなげてはどうかと思います。町執行部のお考えをお聞かせください。

4つ目、スポーツへの要望も高かったです。過疎地域の学校部活動だけでは競技数も指導内要も限界がありますが、さらなる向上を目指したいという思いを強く感じました。7月に県から学校部活動の地域の連携、地域クラブ活動への意向に向けた推進計画が示されました。令和7年度末までに学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進めるとされています。町の現在の対応状況と今後の計画についてお聞かせください。

5つ目、個人的には想定外だったのですが、中学生は地域の農林資源活用への関心が非常に高いようでした。想像以上の中学生の意識の高さに驚いたわけですが、地域資源への意欲・関心は、地域にとってはありがたい話だと思いました。その意欲を町の発展に結びつけるスキームをつくる必要を感じました。町長のご意見をお聞かせください。

6つ目、最後に英語ですが、昨日議決となった道の駅の指定管理者が、定例会初日の担当課長の説明では、忍者やエンタメのために特化する計画と伺いました。それと連動するように、群馬県では吾妻忍者の大型プロモーションの動きもあるようです。本日の上毛新聞社説でも当町がインバウンドの需用の拡大が期待されることが感じられました。この町にもインバウンドが押し寄せることも見込まれまして、中学生に限らず、一般町民もより実践的な英語へのニーズが高まると思われます。

インバウンドとの交流は観光領域が中心となりますが、文化交流とともに経済効果も生まれ、地域にとってはより裾野の広い効果を生むと考えます。学校教育はもちろんのことですが、より社会教育に寄った実践的な学習機会の提供を願いたく、執行部のご意見をお聞かせください。

私からの質問は以上になります。

追加の質問等は自席にて行わせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

教育長。

（教育長 山野邦明君 登壇）

○教育長（山野邦明君） 町長に代わりまして齋藤議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目の群馬県デジタルクリエイティブの人材育成のプログラム、出張「tsukurun」の様子、感想についてでございますが、11月26日に中央公民館で実施し、中学生3名が参加

されました。興味を持った子供たちの参加ということもあり、基本操作を学んだ後、簡単なゲームのプログラミングに真剣に取り組み、感想としましては楽しかったとの参加者の声でございます。

2点目の県との協議、町の可能性についてでございますが、県が推進しているデジタル人材育成は重要と理解しております。今回の出張「tsukurun」の参加者も少なかったことから、ニーズの把握をしつつ、今後も県と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

3点目のお金の勉強会の創設でございますが、中学校の学習指導要領の社会科では、市場の動きと経済の分野において、身近な消費生活を中心とした経済活動の理解や現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解するための学習を行っております。

今回の質問にあるお金の勉強会の創設については、学校現場や社会教育現場でどのような形で取り入れられるか、教育委員会や小学校・中学校の先生などのお話を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の学校部活動地域連携、地域クラブ活動への移行ですが、今年度、円滑な移行を進めるべく、地域クラブ活動体制整備検討委員会を組織いたしました。

初めに、ニーズや課題の洗い出しを目的とし、中学生や保護者、町内の小・中学校に勤務する教職員、スポーツ関連団体、また文化団体等を対象にアンケート調査を実施しております。指導者の確保、活動場所、広域的連携の検討など、取り組まなければならない課題は多岐にわたるものですが、生徒たちのことを一番に考え、円滑な移行ができるよう努めてまいります。

5点目につきましては、町長に回答をお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 5点目、農林・自然環境・森林支援活用についてですが、中学生からこのような意見が出されたことは農林業にとって非常に喜ばしいことでございます。

8月に初めて開催をいたしました農林業マルシェの内容充実をし、自然環境・森林資源の活用を行い、農林業の担い手不足解消に向けて中学生にも将来の職業選択の一つになるよう事業を考えてまいります。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

（教育長 山野邦明君 登壇）

○教育長（山野邦明君） 6点目の英語教育についてですが、現在、町教育委員会には4名の英語の指導者を配置し、町内の小学校・中学校の英語教育に携わったり、保育所のにこにこ広場やこども園では英語に楽しく触れる活動を担っていただいております。

生涯学習分野においては、次年度、各公民館を利用した英会話教室を計画しているところでございます。講師は外国語教育コーディネーターを活用し、受講料は無料とするなど具体的な計画を進めておりますので、受講者についても幅広い年齢層を考えております。

また、地域の皆様が楽しく英語に触れる機会が持てるよう努めてまいります。

○議長（佐藤聡一君） 二次質問ありますか。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） ご丁寧な答弁、どうもありがとうございます。

これらの質問につきましては教育委員会だけの課題ではなくて、町の未来への投資の話でありまして、昨日の井上議員の提案にもありましたけれども、全庁横断型で取組を進めていただければよろしいのかなと思います。ぜひお願いします。

関連しまして、中学生議会で出た意見としておつなぎしたいと思います。

通学路及び町内全体の町の夜の街灯、防犯灯が少なく暗いですとか、危ない、明るくしてほしいという意見が多く寄せられました。同時に、イベント、にぎわい、楽しさを求める意見はさらに多かったように思います。つまり、物心ともに明るい町になってもらいたいというこの一言に尽きるようでした。

私たちの物差しで考えますと、多額の予算を組んで防犯灯を増設することの是非、複数回の大きなイベントを開催することの是非になるはずですが、どちらも大きな予算のかかる話で、現実的な対応は簡単ではないように思います。ですが、考えようによっては可能性はありまして、例えば足利市で「足利灯り物語」という文化財とか観光施設を照明演出する期間限定の照明のビエンナーレみたいなものを行っております。物すごい集客をしながら、夜景遺産のブランドでにぎわっているわけですが、これ特別に明るいわけではなくて、暗さと明るさのコントラストでとても上品な空間をつくりまして、市民の満足を呼んでいます。

この足利の事例もありますように、生徒が地域とか専門家と共同学習で、通学路を芸術的な、華やかな明かりに彩るといようなプロジェクトをつくれるとするならば、明るさとにぎわいの2つの問題を解決して物心ともに明るい町をつくり出すことができるのではないかと思います。

その流れの中で、電力消費の勉強を重ねることができれば、学校施設の中で節電を生徒の努力で成功させることにつながり、財政的な負担軽減も見込め、SDGsやお金の実践的な教育に結びつけられることができるのではないかと。さらには、照明コンテンツを生徒自らがつくるプログラミング学習にも結びつけられるのではないかと、このように思います。

これは中学生議会で聞いた声を膨らませた話ではありますが、やっぱり子供と教育がキーワードであることを痛感しました。少子化対策のギアというものがあるとすると、今、私たちが入れているギアというのは、残念ながら全く加速しないギアだと思います。これを町の未来を子供たちに託すというギアに入れ替えることができれば、多くの地域課題が解決に向けて動き出すのではないかと感じました。

先ほどの重野議員の質問ともリンクしますけれども、まず、子供に未来を託し、声を聞き、実現に向けてアクションする、これが何よりも大切であることに気づきました。ただし、その決断をするのは今の私たちでありまして、その決断力が問われています。

そこで、町執行部に質問です。

2040年に1万人維持への戦術というものが今年度の成果としてどのように描けているのか、現状の報告をお願いします。

また、町の未来を子供たちの可能性にかけるという先ほどの私の話ですけれども、これに対しての率直なご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいま齋藤議員のほうから、中学生議会で通学路ですとか、町の中に街路灯、防犯灯等が少ないというご意見があったということでございまして、明るくしてくれということであります。

具体的には、特に通学路については、町としても優先的に防犯灯等はつけているところがございますが、そのような要望がございましたら、ぜひ区長さんにつなげていただいて、そして町のほうに言っていただければ、防犯灯につきましては早急につけて明るくしていきたいというふうに思っております。

齋藤議員の言われるように、物心ともに明るい町ということでございますので、子供たちにこの町の将来を託すわけでございますので、この町が物心ともに明るい町であるように、町となるように、これからも皆様のご意見をいただいて取り組んでまいりたいと考えております。

そして、人口1万人維持への戦略ということでございまして、これにつきましては総合計

画、後期基本計画、総合戦略に様々な事業を位置づけて取組を現在行っているところがございます。こういったものを着実に実行していくということが目標の達成につながっていくというふうに考えております。今後も皆様のご意見をいただき、そして新たな視点で子供たちのために、町の将来のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） では最後に、ちょっとこれは話がそれてしまうんですけども、質問というかお願いというかでございます。

先ほど英語教育のところでも少し手前勝手な忍者の話をもっと差し込んだわけなんですけれども、本日の上毛新聞社の社説にあるとおりに、吾妻の忍者がブランドになりつつあるようです。水仙ちゃんも最近、忍者の衣装をまといまして、道の駅も忍者になるし、県もプロモーションするし、また先日、群馬テレビにまちづくり推進課の女性職員2名が参加して町のPRをしてくれましたけれども、忍者のコスプレをして体を張ってくださいます、そんな雰囲気になってきまして、町長、そろそろ町長オリジナルの忍者衣装を作って、ときには着ていただいて町のPRを一緒にしていただければなんて思っています、次の予算でぜひその衣装製作のほうをお願いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 齋藤議員もイベントのときに忍者姿でいらっしゃるのをよくお見かけをいたします。道の駅のほうも、今度の指定管理者が何か忍者衣装で営業するような話が出ておりました。ますます真田忍者が盛り上がってくるなというふうに思っております。

そんな中で、町長用の忍者衣装どうかという話でございますけれども、私が忍者衣装になっても素早いというイメージがなかなかないような気がしますけれども、イベントで盛り上がるの一つの道具となるようであれば、今後、私なりに着られるような衣装を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、齋藤貴史議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、高橋徳樹議員。

7番、高橋議員。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

地域共生社会実現に向けて地域福祉計画、活動計画の重点施策より質問させていただきます。

当町における地域福祉事業につきましては、町政側が福祉計画を作成、それに基づき業務をサポートし活動する町社会福祉協議会が車の両輪として様々な施策を展開しております。

そうした中、令和2年、地域共生社会の実現の一つとして社会福祉法が改正されました。

改正法の背景には、家族形態や雇用形態の変化、また地域住民同士の人間関係の希薄化などもあり、既存の高齢者を対象とした福祉制度だけでは解決できない複合的な課題が顕在化してきたことにあります。

法改正の目玉は、我が事丸ごとの地域福祉推進の理念が規定され、新たに重層的支援体制整備事業が創設されました。同事業は、高齢者福祉、障害者福祉、子供、子育て家庭支援、生活困窮者対策等の制度ごとに分かれている相談支援では解決に結びつかない困り事に対応するために、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチを通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プラン作成の6項目を一体的に実施し、支援体制を整備するものです。

当町でも、法改正を受け令和4年新しい地域福祉計画・活動計画冊子が作成されました。その中から重点施策を中心に、以下伺います。

重層的支援体制整備の推進をということで、まず①個別避難計画の作成でございます。

新聞報道によりますと、県内市町村の大部分が災害時に支援が必要な高齢者、障害者などの避難手順をまとめた個別避難計画が作成されているとのことですが、当町での進捗状況はどうでしょうか。要支援対象人員はどのくらいになりますか、今後の策定スケジュールを伺います。

②重層的支援体制の整備事業。

当事業は、市町村の手挙げ方式による任意事業で、まだ進展が遅いようでございます。令

和4年11月時点では189の自治体、県内では6町村が実施予定となっておりますが、今後は、国が示すとおり、地域共生社会実現に向けてそれぞれの地域に合った支援力を引き上げて、全ての町民を対象とした新たな重層的支援体制整備の積極的な推進が重要と考えますが、当町での見解、支援の在り方、取組を伺います。

当該事業のもう一つの狙いは、行政の縦割りを廃止し、事業財源の一体化や、またこれまで以上に家庭や地域、民間企業、各種団体などを巻き込んだやや非公式的な福祉支援構築が求められるもので、誰一人取り残さない体制づくりには時間を要すると考えられます。しかしながら、今後は専門家チームの助言や町民のニーズを通じて話し合いを進め、他町村に乗り遅れることがないように、当町らしい青写真を描いて一歩ずつ進めていくことが肝要と考えます。

③成年後見制度の利用促進でございます。

当町では、高齢化率が43%を超え、独り暮らし等の増加が見られます。そこで町は、成年後見制度利用促進計画に基づき、認知症、知的障害、精神障害等で物事を判断する能力が十分でない方に、その権利を守るために援助者を選ぶことで本人を支援しておりますが、現状及び課題はいかがでしょうか。

他町村では、対象者に向けに分かりやすい事業マニュアルを配布しているところもありますが、その考えはありますか。

次に、指定管理者制度の効果的運用でございます。

制度が始まり20年が経過いたしました。制度の導入により期待される効果は、民間事業者の能力やノウハウ活用による住民サービスの向上、行政コストの縮減ですが、令和4年、総務省から出された全国指定管理者制度導入調査結果では、経営困難による撤退、また費用対効果、サービス水準検証による指定期間満了をもって取りやめたケースも見られます。

そこで以下伺います。

同制度の活用につきましては、今後、人口減、税収減が予想される中で、推進すべきと考えますが、まずは当町がこれまで取り組んできた事業実績の評価はいかがでしょうか。

②施設管理運営においては、行政側や指定管理者ともに共同管理、責任意識の明確化が大切と言われておりますが、今後は定期的な事業評価、モニタリング、また住民満足度調査アンケートなども協定書に盛り込んではどうでしょうか。現在の評価では当然ですが、マネジメントシステムの確立が主流となっております。

③指定管理者の選定方法、選定委員会メンバーの基準があればお伺いいたします。

次は自席にてお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、重層的支援体制整備の推進をの1点目、個別避難計画の作成でございますが、災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画の策定が努力義務化され、当町でも本年8月に作成に着手をしたところでございます。

現在町で把握をしている避難行動要支援者は471人であります。今後は、災害警戒区域など地域の実情や要支援の状態などを優先して、順次個別避難計画の策定を進めてまいります。

2点目の重層的支援体制整備事業でございますが、当町では令和8年度の実施に向け、今年度から専任の保健師1名を配置し、移行準備事業を開始しております。現在、介護・障害・子供・困窮の関係機関を横断的に研修会や会議を行い、連携を深めているところでございます。円滑な事業の移行に向け、準備期間である令和5年度から令和7年度にかけては、多機関協働の仕組みづくりや地域課題の研究などに取り組む予定でございます。複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築を推進してまいります。

3点目の成年後見制度の利用促進でございますが、町では、令和4年に地域福祉計画に内包する形で成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。令和5年4月には地域包括支援センター内に、制度の中核的役割を果たす成年後見センターを設置しております。これは県内でも先進的取組であり、制度に関する相談及び手続支援、広報や啓発、関係機関との連携等を行っております。

課題といたしましては、弁護士、司法書士など専門職となる後見人の人材不足がございました。事業マニュアルは家庭裁判所作成の冊子を保健福祉課窓口と地域包括支援センターで配布、活用しております。いずれの福祉施策にいたしましても、全ての人々が暮らしと生きがいを共につくり、高め合う社会づくりに向けてしっかり取り組んでまいります。

2項目め、指定管理者制度の効果的運用の1点目、取り組んできた事業実績の評価でございますが、指定管理者制度につきましては多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることを目的として平成15年に創設をされた制度でございます。当町におきましても合併当初から制度化されていて、現在、6施設について本制度を導入しております。公の施設の管理運営を

委ねる手段として有効に機能しているところであり、効果的・効率的な施設運営が図られているものと認識をしております。

2点目の定期的な事業評価、モニタリングでございますが、定期的な事業評価につきましては半期に1回実施をしております。モニタリングにつきましては、協定書で規定している連絡調整会議を設置し、情報交換や事務の調整を行うことで管理運営の円滑化を図っております。

住民満足度調査につきましては、現在のところ実施しておりませんが、ご意見箱の設置など、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

3点目の指定管理者の選定方法、選定委員会メンバーの基準でございますが、まず、指定管理者の選定方法につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により規定をされており、原則として公募により事業者を募り、選定基準により審査を行い候補者を選定いたします。

次に、選定委員の基準でございますが、指定管理者選定委員会条例により、委員は6名で組織し、公募委員及び町長が適当と認める委員で構成し、町長が委任するものと規定されているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

(午前11時03分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（佐藤聡一君） 続いて、7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございました。

それでは、二次に入らせていただいて、順番に質問させていただきます。

個別避難の計画でございますけれども、先ほど471名でいろいろ準備されているということで、非常に安心をしました。県では、2025年を目途に全市町村がつくってくださいということを出しているようですけれども、吾妻の場合は進んでいるということですが、この471なんですけれども、もし町長分かればでいいんですけれども、要介護1とか2とかいろいろあるんですけれども、どの方を対象にされているか。もし分かればでいいです。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 個別避難計画でございますけれども、災害時に支援が必要な高齢者や障害者一人一人の避難手順をまとめたものでありまして、令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして個別避難計画の作成を市町村に努力義務化をしております、改正法施行後、おおむね5年程度で計画を作成するよう求められているということでありまして、群馬県では令和7年度末を目標にしております。

当町では471人という数字が上がっておりますけれども、これは要介護3以上の方でございます。障害者手帳所持者など在宅や優先度等を勘案すると、実際のところ作成対象者は町内では200人程度だということでございます。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、重層的支援制度でございます。

最初に私も、この事業を見るときに、非常に堅くて難しいというふうに、ちょっと最初捉えにくいなと思ったんですが、よく漢字を見ますと、本当に我が事丸ごとということの様々な組織が支え合うということで、言葉どおりでございます。この重層的支援について県はあまりタッチしていなくて、任意の事業で市町村中心にということでございます。8年に向けてこの町は進めているということで、それについては非常に安心しておりますが、まず、国としてこの制度は任意というのが非常にくせ者で、国はかなり町の本気度とか、地方自治体のやるあれを見ているのかなという感じがしておりまして、非常に複雑で、なかなかこの地方自治体も苦勞されていると思います。

私も保健福祉課長さんと話したときに、町でも様々なことの支援しているということは十分承知しております。その中で、令和4年に社会協議会と町が作ったこの冊子を少し読み込ませていただきました。非常によくまとまっているというふうに思います。ただ、その中で、これもそうですし、事業実績においても高齢者のいろいろなアンケートを見ますと、認知症

に関する相談窓口を知っているかどうかという質問に対して、64%がこの町でもまだ知らないというような回答があります。それから、高齢者が福祉施策で力を入れてほしいこと、これは公共施設の整備と独り暮らしの見守り、寝たきり要介護の支援ということで、非常にシニアの方も、どこに相談に行ったらいいかということで、町でもいろいろ対策はしていると思いますけれども、まさしくこの重層的支援というのは、それこそ狭間であり、誰一人取り残さないということで非常に大変な事業だというふうに思います。

これから非常に大事な事業だと思いますので、さらに令和8年に向けて、専門チームなり、いろんな専門的な方もまだまだ足りないというふうに思いますので、その辺について、ぜひこれまで以上に間口の広い整備事業、現場ではかなり皆さんご苦労されていると思いますけれども、これ専門のチームを立ち上げてやる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重層的支援体制整備事業でございますけれども、これにつきましては既存の相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため相談支援・参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業でございます。

令和5年度は移行準備事業3年間の初年度でありまして、令和8年に向けて歩み始めたというところでございます。これにつきましてもしっかりと取り組んでいく所存でございます。専門チーム等のお話もありますけれども、そういうものも今後は検討しながら、必要あればということでございますが、現在の体制の中でできるのかどうか、そういうものを再検証しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） この制度につきましては本当に奥が深くて、まず言葉としてなんですけれども、国からシニアの方にのみならず、県の教育委員会にも令和3年に通達が出ておりまして、通達によりますと、学校や行政機関、その他の支援機関、関係機関、分野の枠を超えて連携して個人や連帯の状態に寄り添い、包括的に支援するというので、今町長おっしゃったような、かなりの組織が関わっていかねば対応できないということでございますので、県内で6市町村かなり進んでいるところがありまして、玉村町と上野村のペーパーがあるんですけれども、イメージ図ですけれども、多分これ専門家の方が入っていて作られたんじゃないかなと思いますけれども、これを見ると、言葉としては多事業の交流と書いてあ

るんですけれども、この玉村では町内の事業者や県の司法書士会、水道検針業者、社会福祉法人、NPO法人、その他、上野村では自治体の規模が小さいので、富岡保健福祉所とか、いろんところの協力を仰ぐようなイメージで書いています。

いろんな新聞紙上でも出てきますけれども、宅配便の方ですとか、水道検針については見守り、老人の方がどうなのかとかいうようなことは入ってくると思うんですけれども、地域に合ったものをつくっていくというのは、我が事丸ごとということで、言葉としては私は大好きなんですけれども、イメージだけでなく、具体的にどういうふうに支援していくかという、これから落としていく作業が大変だと思いますけれども、非常に重要な事業だと思いますので、ぜひお願いしたい。

そこで、その関連で、今回、総務建設常任委員会で企画課長から第2次総合計画の後期基本計画の説明ありました。非常にうまく説明していただきました。その中で重点施策なんですけれども、ここに医療のことがちょっと、言葉遊びじゃないんですけれども、重層的支援事業というのは非常に皆さんが意識して全課にまたいだ形での協力が必要な中で、この重点項目のところに原町赤十字との連携というのが書いてあるんですけれども、それだけじゃ寂しいので、もうちょっと重層的支援といいますか、町で誰一人取り残さないんだという気構えの中で、令和8年にかけて本当に大変だとは思いますが、この重点施策になり得るぐらいの大事な事業だと思いますので、総合計画にも持たせて、ぜひこの言葉を入れていただく必要があるんじゃないかなとちょっと私は感じていますので、町長の見解がもしあれば。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町赤十字病院は吾妻郡の拠点病院でありまして、我が町に所在する、なくてはならない医療機関でありますので、当然この中で連携をしていただければありがたいというふうに思っております。

今後、日赤原町病院と協議をしながら、この重層的支援体制の中に入れていただくというふうなものに向けて協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） あと、ちょっとそれに関連するんですけれども、今回、この地域福祉活動計画というのを少し読み込ませていただきました。その中で、17ページに基本目標が書いてあります。この言葉を読み込んでみると、一番最後の重層的支援の精神も入っていますので、どなたが書いたか分かりませんが、よくまとまっているのではないかなと思っていて、もうちょっとPRして、どこかに貼るなりしていただいて皆さんの目につくように、言葉も

大事ですので、具体的にこれから作業はもちろん一番大変なんですけれども、まず目標なり、どういったことでやるんだということで、私はこのあがつまというところはいいいんではないかなと思ったんですけれども、町長の見解があれば教えてください。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域福祉計画、地域福祉活動計画の17ページのところに基本目標というものがあまして、4つの基本目標を定めておるんですけれども、あがつまのあは安心と安全を高めよう、がは我慢しないで済む相談、つはつながろう・支えよう、まは丸ごとおらがことというふうなことで、タイトルをつけて4つの基本目標を表示をしておるところでございます。

これも、事務局がいいものを考えたなど。高橋議員が言うとおりでございまして、こういうものを町民の皆さんの目につくようなところへ利用してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） よろしく申し上げます。

ぜひそういったPRもお願いしたいと思います。

次に、指定管理者にちょっと移らせていただくんですが、今回、いわびつ荘を社会福祉協議会が受けるということになりましたけれども、私、社会福祉協議会のこれからの活動を期待しております。指定管理については受け皿がもっとあればということなんですけれども、やっぱりこの大きな流れの中で、これからも大いに分野を広げて、どんどんどんどん指定管理の姿勢といいますか、民間に委託していくということは必要ではないかなというふうに私は考えております。

そういう意味で、町長もいろいろ新聞紙上でご覧になったと思うんですけれども、他地域では、公民館ですとか公園ですとか、様々な事業を委託するところが見られます。これを全てこの町で取り入れるということは不可能なんですけれども、ただ、その視点的に、公民館の活用につきましてももう少し柔軟に、これ見ると、富岡では社会教育法に基づいた従来の公民館の活動を地方自治法に基づく公共施設に改めて、もう少し民間事業者なりが活用できるような、またこの町でも中央公民館は若干そういう窓口があるというようなふうには聞きましたけれども、これからはもっとそういったようなことも考えていくに当たって、指定管理という名称ではなくても構わないと思うんですけれども、もう少し地域の中に4人か5人といった方でこれを管理していく、施設は町がやるにしても、公民館で様々な活動をされて

いると思うんですけれども、重層的支援体制整備の事業をするに当たっても、公民館なり5地区の住民の方の協力なりが必要だと思いますので、ただということはないんですけれども、やっていただく方に、指定管理って制度ということではなくて、少し公民館活動で地元の方でカフェを開いたりとか、そういったようなことをやっている方がいれば、もっと柔軟にできるような形もいいのではないかなというふうに思っています、その辺ちょっと指定管理の、もちろん管理運営については町がやるんですけれども、その辺ちょっと視点を変えて、地区のほうの皆さんに活動を依頼してはどうかというふうに思うんですけれども、町長どうでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町の行政活動の中に民間の力を活用していくということは非常に重要なこと、必要なことだということは従前より考えておまして、PFIなりそういったものも積極的に取り入れるよう、十分今後も考えております。

公民館活動にそういった町民の方の力をお借りすることはできるんじゃないかなというふうに思っております。民間企業等で大変な実績を上げてきた方がリタイアをされて、その経験を生かして公民館の運営なり、公民館活動に携わっていただけるというふうな方がいれば、もうもろ手を挙げてぜひやっていただくということはいいことだなというふうに思っております。

また、公民館の中にカフェを開いて町民の皆さんが集えるようなことが盛んになればよりいいかなというふうに思いますので、そういうものも考えながら公民館活動、町民の皆様がより多く来ていただいて、そしてより多く活用していただくことを目指して、これからもいろいろと試行錯誤を重ねてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

いずれの地区にも、シニアの方でもやりがいといいますか、生きがいとそういうことをやっていただく方もかなりおります。余り制度に捉われなくて、指定管理ということの名称ということではなくて、やってくれる方というふうに期待しております。

あと、時間があれなんですけれども、中学生議会で私も対応してちょっと印象に残ったんですが、これまで同僚議員がいろいろ出させていただきました。

私のところでちょっと印象に残っているのが、老若男女が集まるカフェみたいなのがかなり、また図書館の整備とかいうことが印象に残っています。その中で、公民館活動なり、ほ

かの施設についても活用できる場所があれば考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、今回の定例会の総務建設常任委員会で、東支所をケーブルのことで視察に行きました。そこでちょっと感じたんですけれども、私も東支所のほうの体育館のほうは何回か行っていたんですけれども、事務方のほうは余り見る機会が少なかったもんですから、見させていただきましたら、かなりスペースがあって、本当に素晴らしい事務環境で、素晴らしいところだなと思ったんですけれども、アウトソーシングだとか、民間に貸すというような話も一時合ったようなんですけれども、私が感じたのは、今度は重層的な支援活動の一環ですけれども、もう少し包括支援センターなり、中央公民館もかなり老朽化していますので、それについても東のほうで見たら、かなり個別で相談できるような部屋も結構あって立派なんで、ぜひあそこも活用して、子供さんからお年寄りまで、生活困窮者も含めて、そういう場も必要ですので、そういったことを感じたんですけれども、あそこの東支所も活用されてはどうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東支所の建物は旧東村役場でございます、その建物は見るからにお金がかかっているなという感じでありますので、ぜひいい用途で使って、町民の皆様のために利用してもらえよというふうに思っておりますけれども、ご指摘いただいた包括支援センターなり、保健センターなりというものがそこで入ったらどうかというふうなご意見も出ておりますので、そういうものを含めて東支所を有効に活用していくということを早急に考えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

これから職員の皆さんも大変だと思うんですけれども、発想といいますか、これまでの前例とかマニュアルみたいなのにあまりこだわらずに、やっぱり思い切っているような施策に取り組んでいただけますことをお願いして、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会におきましては、承認1件、条例関係18件、予算関係7件、その他5件を提案させていただきました。全て原案のとおりご議決をいただき、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議の中で多岐にわたるご意見や具申をいただきましたが、これらの内容を真摯に

受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていく所存でございます。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会に際し一言ご挨拶申し上げます。

令和5年第4回定例会は12月5日から本日まで10日間にわたり開催され、承認1件、条例関係18件、令和5年度補正予算7件、その他5件の執行部提案に加え、委員会提出議案1件等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議の中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思えます。事務執行に当たりそれらが十分生かされてくると期待しております。

さて、これから年末年始を迎えることとなりますが、新型コロナウイルス感染や現在流行中のインフルエンザなど、引き続き感染防止のため新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思えます。皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げます。閉会の挨拶としたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上をもって令和5年第4回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午前 1 1 時 4 0 分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 増 子 京 子

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 井 上 日 出 来